史跡金剛寺境内保存活用計画

令和6年(2024)5月 宗教法人 天野山金剛寺

序 文

史跡金剛寺境内が位置する河内長野市は、豊かな自然に恵まれ、高野街道に代表される和歌山や奈良へ向かう街道の要衝として発展してきた街です。このため、市内には数多くの文化財が残されており、国の指定を受けたものだけでも国宝を含め85件にのぼります。

特に、今回の保存活用計画策定の対象である本史跡は、河内長野市を代表する文化財であり、これまで千数百年の間、先人の努力によって遺されてきました。これらの文化財を継承し、より良い形で次世代へ伝えていくことは、われわれに課された重要な責務といえます。また、近年、単に文化財の保護・継承を行うだけではなく、これらを積極的に活用することが、強く求められるようになってきました。天野山金剛寺においても、教育・観光など様々な分野でより一層の活用をはかっていく所存でございます。

終わりに、本計画の策定にご協力いただきました委員各位、文化庁、大阪府教育委員会、河内長野市教育委員会をはじめとする関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和6年5月13日

天野山金剛寺

座主 堀智真

例 言

- 1 本書は、大阪府河内長野市天野町に所在する史跡金剛寺境内の保存活用計画を定めたものである。
- 2 本書は、『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』(以下「旧計画」という。)に おける史跡金剛寺境内部分の改訂版として策定した。
- 3 史跡にある建築物・構造物において付した番号は、『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』を踏襲しており、滅失あるいは撤去されたものについては欠番としている。
- 4 本書の策定は、令和5・6年度にかけて行った。
- 5 本書の策定にあたっては、史跡金剛寺境内保存活用計画策定委員会を設置し、学識経験者等の委員の指導により内容を検討し、文化庁・大阪府教育委員会・河内長野市教育委員会からの指導・助言を受けて策定した。
- 6 計画書の執筆・編集は事務局において行った。
- 7 史跡内の指定文化財(建造物)については、別途、関係法令による手続きを適切に行う。
- 8 第6章第4節に掲げた史跡内の物件一覧におけるき損状況とは、史跡構成要素の現況調査 (令和5年度実施)および建造物・構造物損傷調査(令和5年度実施)により整理した附録5 に基づく。
- 9 参考文献は、巻末に記載した。
- 10 本書の中で用いる指定文化財の名称は、法令によって指定された際の指定名称にしたがった。
- 11 本書の内容の一部について修正する場合は、河内長野市文化財保護審議会の意見を踏まえて行うこととする。
- 12 本書の策定には、多くの方々のご協力をいただいた。深く謝意を表す。

目 次

序文
例言
第1章 史跡金剛寺境内保存活用計画策定の沿革・目的 ・・・・・・・・・1
第1節 計画策定に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・1
第2節 計画策定の目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3節 委員会の設置・開催状況 ・・・・・・・・・・・・・・2
第4節 審議の経過 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第5節 ほかの計画との関係 ・・・・・・・・・・・・・・・7
第6節 計画の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・10
第2章 史跡金剛寺境内の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・11
第1節 史跡をとりまく環境 ・・・・・・・・・・・・・・11
1. 自然・地理的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・11
2. 歴史的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
3. 社会的環境 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
第2節 史跡金剛寺境内 ・・・・・・・・・・・・・・・・・16
1. 金剛寺について ・・・・・・・・・・・・・・・・16
2. 金剛寺の歴史 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
(1) 平安時代~鎌倉時代初期(草創期)・・・・・・・・・・・16
(2) 鎌倉時代~南北朝時代 ・・・・・・・・・・・・・17
(3) 室町時代〜戦国時代 ・・・・・・・・・・・・・・17
(4) 安土桃山時代~江戸時代 ・・・・・・・・・・・・18
(5) 明治時代〜昭和 ・・・・・・・・・・・・・・・19
第3節 指定に至る経緯 ・・・・・・・・・・・・・・・・19
1. 当初指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19
2. 追加指定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
第4節 指定の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
1. 指定告示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
2. 指定説明文 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
3. 指定範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
4. 既往の調査成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
5. 指定地の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・33
6. 自然災害などの予測 ・・・・・・・・・・・・・・・38

第3章 史	² 跡金剛寺境内の本質的価値 ・・・・・・・・・・・・・39	
第1節	本質的価値の検討の経緯・・・・・・・・・・・・・39	
1.	旧計画における本質的価値 ・・・・・・・・・・・39	
2.	新たな価値評価の視点の明示・・・・・・・・・・・39	
第2節	史跡の本質的価値・・・・・・・・・・・・・・・・40	
1.	本質的価値の再定義・・・・・・・・・・・・・・・40	
2.	構成要素の特定 ・・・・・・・・・・・・・・・・40	
第4章 現	乱状・課題 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・44	
第1節	保存管理における現状と課題 ・・・・・・・・・・・44	
1.	指定地の全体・・・・・・・・・・・・・・・・・44	
2.	個々の構成要素 ・・・・・・・・・・・・・・・45	
第2節	活用における現状と課題 ・・・・・・・・・・・・46	
1.	行政計画との整合・・・・・・・・・・・・・・・46	
2.	本質的価値への理解の深化と情報発信・・・・・・・・・48	
3.	周辺施設との連携・・・・・・・・・・・・・・・48	
4.	日本遺産 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・48	
第3節	整備における現状と課題 ・・・・・・・・・・・・49	
1.	指定文化財建造物・・・・・・・・・・・・・・・・49	
2.	そのほかの建造物・建築物・・・・・・・・・・・・・・49	
3.	防災・防犯設備 ・・・・・・・・・・・・・・・49	
4.	活用を目的とした施設の整備・・・・・・・・・・・・50	
5.	現状の景観を生かす空間の整備・・・・・・・・・・・50	
6.	本質的価値を正しく伝えるための情報の整備・・・・・・・・50	
第4節	運営体制における現状と課題 ・・・・・・・・・・・51	
1.	管理体制の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・51	
2.	連携の在り方 ・・・・・・・・・・・・・・・51	
第5章 大	ス綱・基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・52	
第1節	大綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52	
第2節	基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・52	
第6章 保	R存管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・· 54	
第1節	保存管理の方向性 ・・・・・・・・・・・・・・・54	
第2節	保存管理の手法・・・・・・・・・・・・・・・・55	
1.	個別地区の設定 ・・・・・・・・・・・・・・・55	
2.	保存管理運用基準の設定・・・・・・・・・・・・・・56	

		3.	景観の保全	• • • •				•	•	• •		•	•	•	•		•	• 59
		4.	「計画範囲」	「地区」	「区域	ا رڼ	物件	<u></u>)用記	吾の	区另	川に	つし	いて			•	• 59
第	3	節	現状変更等の	取扱方針は	およひ	で 取扱 しょうしょ しょうしょ かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	基準	焦につ	⊃ ∤ \~	ての	共证	事	項	•	•		•	• 59
		1.	保存管理区域	および保存	字管理	物件	の設	定	•			•		•	•		•	• 59
		2.	想定できる現	状変更の呼	頁目				•			•		•	•		•	• 59
		3.	保存管理物件	の種類と低	呆存管	理方	法		•			•	•	•	•		•	• 60
第	i 4	節	各地区におけ	る現状変更	更等の	取扱	方金	おし	こびほ	0扱	基準	售	•	•	•		•	• 62
		①#	心伽藍地区取	扱方針								•			•		•	• 62
		②摩	尼院地区取扱	方針 ·											•			• 84
		③本	:坊(観蔵院)	地区取扱	方針			• •	•			•	•	•	•			• 96
		④史	跡北部の子院	遺構群地區	区取扱	方針				•			•	•		•	•	• 118
		⑤天	野川東岸の子	院遺構群均	也区取	极方	針			•			•	•	•	•	•	• 125
		⑥史	跡南部の子院	遺構群地區	区取扱	方針				•			•	•	•	•	•	• 140
		⑦鎖	[守社(丹生高	野明神社、	水分	明神	社)	及て	が拝属	設を	中心	いと	する	5				
		東	部丘陵地区取	扱方針 ・		• •				•			•	•	•	•	•	• 146
		8西	部丘陵地区取	扱方針 ・		• •				•			•	•	•	•	•	• 155
第	5	節	防災・防犯お	よび災害勢	発生時	が対	応・	•		•			•	•	•	•	•	• 159
		1.	防災・防犯に	ついて・		• •				•			•	•	•	•	•	• 159
		2.	災害等発生時	の対応・						•			•	•	•	•	•	• 161
第7	章	活	·用 · · · · ·			• •				•			•	•	•	•	•	• 163
第	, 1	節	活用の方向性							•			•	•	•	•	•	• 163
第	<i>§</i> 2	節	活用の手法・			• •				•			•	•	•	•	•	• 164
		1.	教育分野 ・・			• •				•	• •		•	•	•	•	•	• 164
		2.	観光分野 ••			• •				•	• •		•	•	•	•	•	• 165
		3.	景観分野 ••	• • • •	• •	• •	• •			•			•	•	•	•	•	• 167
		4.	地域づくり分	野 • • •	• •	• •	• •			•			•	•	•	•	•	• 167
第	; 3	節	今後の活用に	ついての原	展望	• •	• •			•			•	•	•	•	•	• 167
第8	章	整	:備 ・・・・・	• • • •	• •	• •	• •			•	• •		•	•	•	•	•	• 168
第	\bar{i} 1	節	整備の方向性		• •	• •	• •	• •		•	• •		•	•	•	•	•	• 168
第	§ 2	節	整備の手法・		• •	• •	• •	• •	• •	•	• •		•	•	•	•	•	• 168
		1.	保存のための	史跡の構成	戊要素	の整	備	(保存	字修理	里)	•		•	•	•	•	•	• 168
		2.	活用のための	施設整備	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •	•	•	•	•	•	•	• 173
第9	章	運	営・体制の整	備・・・	• •	• •	• •	• •	• •	•	• •		•	•	•	•	•	• 174
第	į 1	節	運営および体	制整備のス	方向性	•				•			•	•	•	•	•	• 174

第2節	運営および体制整備の手法 ・・・・・・・・・・・・・・174
1.	保存管理の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・174
2.	保存修理・整備の体制・・・・・・・・・・・・・・・・174
3.	調査研究の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
4.	活用の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
第3節	役割分担 ・・・・・・・・・・・・・・175
第10章	施策の実施計画の策定・実施・・・・・・・・・・・・・・177
第1節	保存管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
第2節	活用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・177
第3節	整備 ・・・・・・・・・・・・・・・・178
第4節	運営・体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・180
第11章	経過観察 ・・・・・・・・・・・・・・・・181
第1節	経過観察の方向性・・・・・・・・・・・・・・・・181
第2節	経過観察の手法・・・・・・・・・・・・・・・・・・181
1.	保存管理に関する経過観察・・・・・・・・・・・・181
2.	活用に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・181
3.	整備に関する経過観察・・・・・・・・・・・・・・182
4.	運営・体制に関する経過観察・・・・・・・・・・・・182

挿 図 目 次

第1凶	河内長野巾位置凶 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第2図	史跡位置図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
第3図	史跡範囲図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
第4図	金剛寺境内図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第5図	河内鑑名所記・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
第6図	河内名所図会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・25
第7図	金剛寺境内薄彩色全図・・・・・・・・・・・・・・・・26
第8図	河内国天野山金剛寺境内全図・・・・・・・・・・・・・26
第9図	地番図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第10図	空中写真・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・28
第11図	埋蔵文化財調査位置図・・・・・・・・・・・・・・・・29
第12図	金剛寺(小字図)・・・・・・・・・・・・・・・・・30
第13図	金剛寺(植生図)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・30
第14図	境内主要建物配置図・・・・・・・・・・・・・・31
第15図	金剛寺(土地利用図)・・・・・・・・・・・・・・・37
第16図	金剛寺(法規制図)・・・・・・・・・・・・・・・・37
第17図	区域区分図・・・・・・・・・・・・・・55
第18図	「計画範囲」「地区」「区域」「物件」の用語の区別について ・・・ 58
第19図	保存管理区域区分図 ・・・・・・・・・・・・・・・61
第20図	中心伽藍地区・・・・・・・・・・・・・・・・・65、66
第21図	摩尼院地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・・87
第22図	摩尼院庭園・・・・・・・・・・・・・・・・・・88
第23図	本坊 (観蔵院) 地区・・・・・・・・・・・・・99、100
第24図	本坊庭園・・・・・・・・・・・・・・・・・ 101、102
第25図	史跡北部の子院遺構群地区・・・・・・・・・・・・・・120
第26図	天野川東岸の子院遺構群地区 ・・・・・・・・・・・127、128
第27図	史跡南部の子院遺構群地区・・・・・・・・・・・・・・142
第28図	鎮守社及び拝殿を中心とする東部丘陵地区 ・・・・・・・149、150
第29図	西部丘陵地区・・・・・・・・・・・・・・・・・・157
第30図	チャート図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・176

挿 表 目 次

第1表	金剛寺史跡指定地番および所有者一覧 ・・・・・・・・・・・・22
第2表	金剛寺境内指定文化財一覧・・・・・・・・・・・・・・・35
第3表	金剛寺境内法規制状況 ・・・・・・・・・・・・・・・35
第4表	本質的価値(一山寺院としての価値を構成する諸要素)の構成要素 ・・・・・41
第5表	本質的価値(南朝関連史跡とその顕彰、戦前・戦中における国民教化資源)
	の構成要素 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・42
第6表	本質的価値を保全し、管理、活用するための施設や設備・・・・・・・42
第7表	本質的価値とは直接関係のない要素・・・・・・・・・・・・43
第8表	保存管理区域の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・56
第9表	保存管理物件の種別 ・・・・・・・・・・・・・・・・57
第10表	保存管理物件種別ごとの現状変更の基準 ・・・・・・・・・・・60
第11表	保存管理物件の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
第12表	中心伽藍地区取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62、63
第13表	摩尼院地区取扱基準 ・・・・・・・・・・・・・・・ 84、85
第14表	本坊(観蔵院)地区取扱基準・・・・・・・・・・・・・・・ 96、97
第15表	史跡北部の子院遺構群地区取扱基準・・・・・・・・・・・・118、119
第16表	天野川東岸の子院遺構群地区取扱基準・・・・・・・・・・・・125、126
第17表	史跡南部の子院遺構群地区取扱基準・・・・・・・・・・・・140、141
第18表	鎮守社(丹生高野明神社、水分明神社)及び拝殿を中心とする
	東部丘陵地区取扱基準・・・・・・・・・・・・・・146、147
第19表	西部丘陵地区取扱基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 155
第20表	保存修理事業実施計画(大規模修理)・・・・・・・・・・・・・170
第21表	保存修理事業実施計画(中規模修理)・・・・・・・・・・・・171、172
第22表	役割分担表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・175
第23表	保存修理事業実施予定年度・・・・・・・・・・・・・・・・179

第1章 史跡金剛寺境内保存活用計画策定の

沿革·目的

第1節 計画策定に至る経緯

史跡金剛寺境内保存活用計画(以下「本計画」という。)の対象である金剛寺境内は、8世紀創建の伝承を持ち、中世に栄えた真言宗の寺院である。南北朝期の南朝・楠木正成との関連から、建武中興関係史跡として、今日に中世密教寺院の特徴を伝えている。昭和9年(1934)3月13日に建武中興600年式典の開催に合わせて指定を受け、平成23年(2011)2月7日の追加指定を経て、現在は境内145,992.18㎡が史跡地になっている。指定範囲は、史跡であるとともに現役の宗教施設として、また市内有数の観光地として、様々な活動の場として活用され、維持管理が行われてきた。このようななか、平成21年(2009)3月には『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画』(以下「旧計画」という。)の策定を行い、史跡地を適切に管理していくための基本としてきた。

しかし、旧計画の策定から15年が経過し、この間に史跡内ではいくつかの現状変更が行われてきた。また、新たな調査・研究が進んだことで、史跡構成要素の評価の再検討を行う必要が生じている。さらに、令和元年度および令和2年度には、金剛寺境内を含む文化財が日本遺産のストーリー構成要素となっていることからも、今後一層の活用を進めていくこととなる。これらを受けて、活用と整備も視野に入れた本計画を改めて策定し、史跡としての今後のあり方を定めることとした。

第2節 計画策定の目的

史跡金剛寺境内は、広大な史跡地の中に、建築物・構造物を含む多くの史跡構成要素が存在する。そのなかには老朽化が進み、将来に残すため万全の措置をとる必要が生じているものがある。

また、旧計画の策定後に行われた様々な調査・研究の成果や、新たな資料の発見を反映し、価値の再評価を行う必要が生じているものもある。特に、境内の調査によって多くの境内図が発見されたこと、建造物の総合調査が行われたこと、文献史料の調査が進んだことは、個々の構成要素の価値を再評価する際に重要な資料になると考えられる。

さらに、河内長野市では、令和元年に「中世に出逢えるまち」、令和2年に「女人高野」と「葛城修験」が日本遺産に認定され、金剛寺境内は前2者の認定において枢要なストーリーの構成要素となっていることから、今後は一層の史跡の活用が求められている。このため史跡の本質的価値を最大限に引き出しつつ、その恩恵を享受できるような活用・整備を行うことが重要である。

一方で、周辺の地域社会では急激に少子高齢化、人口減少が進んでおり、将来的に寺院の維持管理・活用になんらかの形で関わる人口も変化していく可能性がある。今後、より効率的な境内地の維持管理が必要となる状況が予想されるため、現在史跡を管理している宗教法

人としての機能と、文化財の保存・管理のバランスを図りながら、状況に応じた維持管理の 基準や方法を明確化することも重要となってくる。

本計画では、そうした時間の経過による変化を受け、史跡の本質的価値を再確認するとともに、将来への確実な継承をめざして、指定地を構成する諸要素の現状を把握し、今後の保存と活用において課題となる事項の整理を行うこととした。その上で、管理の方針・手法、現状変更の取扱方針、将来に向けた復旧・修理、活用・整備のあり方、あるいはこれらの体制の確立などの方針・手法を明示することを策定の目的とした。

なお、本計画の対象範囲は、昭和9年(1934)の指定範囲および平成23年(2011)の追加 指定範囲とする。

第3節 委員会の設置・開催状況

本計画の策定にあたり、宗教法人天野山金剛寺が史跡金剛寺境内保存活用計画策定委員会を置き、令和5年度~令和6年度にかけて2か年で計画策定のための審議を行った。委員会の組織および運営については、「史跡金剛寺境内保存活用計画策定委員会設置規程」(令和5年5月1日施行)で定めている。宗教法人天野山金剛寺が事務局となり、文化庁および大阪府教育委員会、河内長野市教育委員会の指導のもとに作業を行った。

史跡金剛寺境内保存活用計画策定委員会は、以下の委員によって構成した。

【事務局】

· 所有者 宗教法人 天野山金剛寺

【委員(専門・氏名・所属等)】

・考古学 中村浩(和歌山県立紀伊風土記の丘 館長(令和5年度)、大阪大谷 大学名誉教授)

• 美術工芸 吉原忠雄(元大阪大谷大学 教授)

・民俗 令和5年5月~9月

小栗栖健治(神戸女子大学古典芸能研究センター 客員研究員)

・歴史(近世) 北川央(九度山・真田ミュージアム 名誉館長)

•中世城郭史 中井均 (滋賀県立大学 名誉教授)

建築(民家等) 山田智子(京都文教短期大学 教授)

・歴史(中世) 小谷利明(八尾市歴史民俗資料館 館長(令和5年度)、八尾市専門 委員(令和6年度))

・文化財の活用 井上剛一 (元河内長野市教育委員会事務局 生涯学習部理事)

· 建築史 冨島義幸(京都大学大学院 教授)

· 天然記念物 横川昌史 (大阪市自然史博物館 学芸員)

· 所有者代表者 堀智真(宗教法人天野山金剛寺 代表役員)

- ・行政関係者 伊藤浩吉 (河内長野市教育委員会事務局 文化財保護課長 (令和5年度) 文化課長 (令和6年度))
- ・行政関係者 太田宏明(河内長野市教育委員会事務局 河内長野市立ふるさと歴史学 習館長)

【オブザーバー】

- ・渋谷啓一(文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官)
- ・木村啓章 (大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)
- ・北川咲子(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)
- ・田中美玖(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

令和5・6年度にかけて合計4回の委員会を開催した。

【委員会の開催状況】

■ 第1回委員会 令和5年7月13日(木) 場所:河内長野市役所 601会議室

出席委員:中村浩会長、吉原忠雄副会長、小栗栖健治委員、北川央委員、井上剛一委員、

横川昌史委員、堀智真委員、伊藤浩吉委員、太田宏明委員

オブザーバー: 渋谷啓一(文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官) 北川咲子(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

内容:案件1号 史跡の保存活用計画策定に至る経緯について

案件2号 史跡の本質的価値、現状・課題、大綱・基本方針(案)について

案件3号 保存(保存管理)の方向性と手法について

案件4号 活用、整備等にかかる方向性と手法について

■ 第2回委員会 令和5年9月28日(木) 場所:天野山金剛寺(現地検討を含む) 出席委員:中村浩会長、吉原忠雄副会長、北川央委員、山田智子委員、小谷利明委員、 井上剛一委員、横川昌史委員、富島義幸委員、堀智真委員、伊藤浩吉委員、 太田宏明委員

オブザーバー: 渋谷啓一(文化庁文化財第二課 史跡部門 主任文化財調査官) 北川咲子(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

内容:案件1号 第1~5章における審議の経過と検討事項について

案件2号 第6章 保存の方向性と手法について

案件3号 第7・8章 活用・整備の方向性と手法について

案件4号 第9・11章 運営体制と経過観察について

■ 第3回委員会 令和6年2月8日(木) 場所:河内長野市役所 行政委員会室 出席委員:中村浩会長、吉原忠雄副会長、北川央委員、中井均委員、山田智子委員、 小谷利明委員、井上剛一委員、富島義幸委員、堀智真委員、伊藤浩吉委員、 太田宏明委員

オブザーバー: 北川咲子 (大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ) 田中美玖 (大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

内容:案件第1号 前回委員会からの経過について

案件第2号 史跡金剛寺境内保存活用計画案に関する変更点について

案件第3号 今後のスケジュールについて

■ 第4回委員会 令和6年5月13日(月) 場所: 天野山金剛寺

出席委員:中村浩会長、吉原忠雄副会長、北川央委員、山田智子委員、小谷利明委員、

井上剛一委員、冨島義幸委員、堀智真委員、伊藤浩吉委員、太田宏明委員

オブザーバー:木村啓章(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

田中美玖(大阪府教育庁 文化財保護課 文化財企画グループ)

内容:案件第1号 前回委員会からの経過について

案件第2号 史跡金剛寺境内保存活用計画案に関する変更点について

議事第1号 史跡金剛寺境内保存活用計画の策定について

第4節 審議の経過

本計画の策定を進めるにあたって、以下の①~⑦の調査・審議を行った。

① 計画策定の目的・計画策定の基本方針の決定

目標とする史跡の将来像を見極め、計画全体の目的と大綱・基本方針を策定した。

事務局案の提出(第1回委員会)

② 史跡構成要素の調査

史跡の価値を構成する要素あるいはそれ以外の史跡内に存在する要素について調査し、反映させる。特に前者については、構成要素ごとに規模、形態、性質などについて調査成果の整理を行った。

現況調査(令和5年5月)

建造物・構造物損傷調査(令和5年度)

調査結果をふまえた保存の方向性と手法についての審議(第2回委員会)

 \downarrow

最終調查成果報告(第3回委員会)

③ 既往の調査成果の整理

既往の調査成果の審議(第1回委員会)

1

既往の調査成果の修正(事務局)

 \downarrow

既往の調査成果の審議 (第2回委員会)

 \downarrow

既往の調査成果の再修正(事務局)

既往の調査成果の確定 (第3回委員会)

④ 史跡構成要素の評価

②および③によって整理された個々の史跡構成要素の価値を評価し、保存管理の方法を定めた。

評価方針の審議(第2回委員会)

 \downarrow

評価案の修正(事務局)

1

評価の確定 (第3回委員会)

⑤ 本質的価値の再定義

①~④によって史跡の本質的価値を整理し、再定義した。

事務局案の提出(第1回委員会)

本質的価値の審議 (第1回委員会)

→ 本質的価値の修正(事務局) → 本質的価値の審議(第2回委員会) → 本質的価値の修正(事務局) → 本質的価値の修正(第3回委員会)

- ⑥ 保存区域の区分・地区ごとの保存方針の策定
 - ①~④を踏まえて史跡地内の区域ごとに包括的な保存管理の方法を定めた。

保存管理方法案の提示と審議(第2回委員会)

保存管理方法案の修正(事務局)

保存管理方法の確定(第3回委員会)

⑦ 活用、整備、運営・体制の整備の方針

今後の活用、整備、運営・体制に関する方針と計画を策定した。

方針の審議 (第2回委員会)

指針・計画案の作成(事務局)

指針・計画案の審議(第3回委員会)

指針・計画案の修正(事務局)

指針・計画の確定(第4回委員会)

⑧ その他

第4回委員会での審議後に計画書として完成とした。

第5節 ほかの計画との関係

本史跡が所在する河内長野市では、河内長野市第5次総合計画(以下「総合計画」という。)ならびに河内長野市文化財保存活用地域計画(以下「地域計画」という。)において、市域の文化財を保存継承し、教育、観光、地域づくり、都市景観の整備などの面で活用することを定めている。効果的な連携のために、本計画は、これら行政計画と関連させる必要がある。

総合計画では、「人・自然・歴史・文化輝くふれあいと創造のまち河内長野」を目指すべき将来都市像として掲げている。また、歴史文化遺産の保存・活用及び文化芸術の振興は、分野別施策の一つとされている。さらに、地域別計画においては、史跡が位置する天野小学校区の場合、金剛寺を活用し、日本遺産などの観光資源をPRしていくことを地域づくりの目標や主な取り組み・活動としている。

河内長野市の教育などに関する総合的な施策の基本となる理念や方針を定めた河内長野市教育大綱においても、6つの方針のうち、方針Ⅲにおいて、「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組むことを定めている。

そのほかの関連計画として、地域計画では、河内長野市で中長期的に取り組んでいく歴史文化遺産の活用などに関わる具体的な目標や取り組み内容を明らかにしており、「観光」「教育」「景観」「地域づくり」の各分野から事業を実施することとしている。河内長野市観光振興計画の中では、基本方針、戦略に基づく施策に、歴史・文化を活かした観光魅力の強化を掲げており、本史跡については、日本遺産を活用した活性化事業の推進、観光施設を巡る周遊バスの検討を行うことが掲げられている。河内長野市都市計画マスタープランでは、本史跡および周辺地区は歴史性の高い施設拠点と位置づけられ、市外からの来訪者を迎える観光スポットとの連携・活用を図るとされている。河内長野市景観形成計画では、「歴史的地区」とされており、周囲の自然環境も含めて景観を保全継承することが基本方針となっている。

こうしたことから、本史跡の保存管理・活用・整備は、観光・教育・景観整備に関連した 以下の①~⑬といった行政計画における方針・位置づけを踏まえて、バランスを図る必要が ある。

① 河内長野市第5次総合計画

河内長野市第5次総合計画は、平成28年度から令和7年度までの10年間におけるまちづくりの指針となる計画である。まちづくりの基本理念より、「歴史・文化」などの地域資源を最大限に活用し、市民の豊かな暮らしと新たな価値の創造をめざすことから、歴史文化遺産を活用した施策が分野別政策や地域別計画に位置づけられている。

また、分野を横断して戦略性を持って進める政策として包括的政策があり、本市が持つ豊かな自然や歴史・文化、多様な人材などのまちの魅力を発掘・創出し、これらを効果的に発信することが位置づけられている。このほか、まちづくりを支える政策の一つに、協働によるまちづくりがあり、協働によるまちづくりを進めるためのツールとして本史跡を始めとする歴史文化遺産を有効な地域資源としてあげることができる。

地域別計画においては、本史跡が位置する天野小学校区において、金剛寺を活用し、日本遺産などの観光資源をPRしていくことを地域づくりの目標や主な取り組み・活動としている。

② 河内長野市教育大綱

河内長野市教育大綱は、地方教育行政の組織および運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、本市の教育、学術および文化の振興に関する総合的な施策について、その基本となる理念や方針について定めたものである。本計画に関連する事項としては、この大綱で掲げられている6つの方針のうち、方針Ⅲにおいて、「ふるさと河内長野」に誇りと愛着を持ち、大切に思う感情を醸成するため、歴史文化遺産の保護と伝承に取り組むことを定めている。このようななか、本史跡は、取り組みを進める上で重要な舞台となるものである。

③ 河内長野市文化財保存活用地域計画

河内長野市文化財保存活用地域計画は、河内長野市において中長期的に取り組んでいく歴史文化遺産の「調査研究」「保存・整備・継承支援」「活用」に関わる事業の具体的な目標や取組み内容を明らかにした基本的な行動計画で、令和元年12月に策定された。文化財保護法第183条の3に規定された法定計画である。今後、市域にある歴史文化遺産の価値を当該計画に基づいて多くの団体、組織や個人と共有し、協働によってこれらの施策を進め、日本遺産のまちとしての魅力をより向上させていくことが目標とされている。

④ 河内長野市文化振興計画

河内長野市文化振興計画は、文化活動の循環(サイクル)を活性化させるための社会的、物的、財政的環境条件の整備について、その方向と考え方を示したものであり、平成27年度に第2期文化振興計画が策定された。ここでは、地域振興の一環として「寺社・史跡・埋蔵文化財・街道等を活かした文化事業」をあげている。

⑤ 河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略

河内長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略とは、急速な少子高齢化、経済、そのほかの地域社会の課題に一体的に取り組むため、「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国および大阪府が策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を勘案しながら平成28年(2016)2月に策定され、令和2年3月に改訂が行われた。アクションプランに、総合戦略の体系に基づく施策として「日本遺産への認定と活用」、「歴史文化遺産の保存・継承と活用」を位置づけている。

⑥ 河内長野市都市計画マスタープラン

河内長野市都市計画マスタープランは、平成28年度から令和7年度までの10年間の計画であり、土地利用、施設整備、開発事業等の方針を明らかにしたものであり、令和4年度には中間見直し等により一部改訂を行っている。都市計画マスタープランの都市施設の整備方針において「歴史性の高い施設拠点との連携・活用」があり、寺院周辺の公園の保全、整備があげられている。また、都市環境・景観形成の方針に「歴史的・文化的景観資源の保全と活用」があり、史跡などを含む周辺緑地の保全と景観形成、旧街道などの歴史的まちなみの保全整備、里山集落の保全があげられている。なお、地域別構想に歴史文化遺産が集積する谷部について本史跡が位置する天野谷を含む「5つの谷」と位置づけられている。

⑦ 河内長野市景観形成計画

河内長野市景観形成計画は、市域の景観形成のための指針を示し、市が行う施策や事業を 景観形成という視点からとりまとめ、市域全体の景観づくりの方向性を示したものである。 景観形成基本目標に「自然・歴史・文化が一体となった美しい景観をうけつぐ」があり、旧 街道(高野街道、西高野街道、東高野街道、巡礼街道)沿いの集落、寺社(天野山金剛寺、 光滝寺、岩湧寺、地蔵寺、観心寺、延命寺、河合寺等)と林地が一体となった歴史的環境の 保全が景観形成基本方針に盛り込まれている。

⑧ 河内長野市産業振興ビジョン

既存産業の振興や新規産業の参入、商業や観光サービス産業の充実や都市近郊農林業の活性化など、本市特有の地域資源を活かした河内長野らしい産業の在り方について、具体的に目指すべき方向性が示されている。平成25年度に策定され、この構想では豊かな自然と歴史を有する地域の条件を活かし、観光資源の魅力向上やグリーンツーリズム等の受け入れ体制のほか、地域ぐるみのおもてなしなど、ソフト・ハード両面の整備を図ることをあげている。

⑨ 河内長野市森林整備計画

河内長野市森林整備計画では森林の整備に関する基本的事項、間伐および保育に関する標準的な方法や基準、そのほか森林整備の方針等が記載されている。市域の森林は、境内林、社叢林として古くから守り伝えられ、あるいは里山集落の一部として歴史文化遺産の周辺景観を構成しているので、当計画は、これらの維持管理の指針になる。

⑩ 河内長野市木材利用基本方針

河内長野市木材利用基本方針は、公共建築物等における木材の利用の促進の意義、「おおさか河内材」利用の目標、利用を推進すべき公共建築物等、河内材の利用促進に向けた取組み等を定めたものである。そのほか、歴史文化遺産の修復資材としての「おおさか河内材」、檜皮等の利用の推進を目標にあげているため、修復資材の調達の指針となる。

① 河内長野市農業振興地域整備計画

河内長野市農業振興地域整備計画は、農林水産省の農業振興地域制度に基づいて、本市の自然的経済的社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図るために策定した農用地の利用、保全、農業従事者の育成等に関する計画である。農地は、歴史的に形成された里山集落、あるいは境内地周辺地域の重要な構成要素となるものであり、農業振興は歴史文化遺産の保全に直結しているため、本計画とも整合を図る必要がある。

⑩ 河内長野市環境基本計画

河内長野市環境基本計画は、環境基本法および河内長野市環境基本条例に基づき、良好な環境の保全および創出に関する施策を講じるための基本的な計画であり、第3次環境基本計画では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間としている。環境目標のなかに「歴史と文化が息づき生きる喜びが実感できる快適なまちづくり」が掲げられ、施策として歴史文化遺産の保存活用が掲げられており、檜皮の採取地である檜林の保全についての考え方が述べられている。

③ 河内長野市観光振興計画

河内長野市観光振興計画は、河内長野市が有する多様な地域資源を生かしながら、観光振興を図り、関連する産業の振興および地域経済の活性化を目指し、活力とにぎわいのまちづくりを推進するため、各種観光施策の指針として策定されたものである。4つの基本方針と12の戦略をたて、本市がめざす観光の姿「集客と消費を高める観光振興の推進」の実現を目指す。基本方針、戦略に基づく施策に、歴史・文化を生かした観光事業の推進があり、歴史文化遺産を活用した観光拠点づくりや歴史文化遺産の魅力を活用した観光プロモーションの強化を行っていくとされていて、本史跡は重要な観光資源であるとされている。

第6節 計画の実施

本計画は、令和6年5月13日から実施して、計画期間は10年間をめどとする。

計画の実施については、PDCAサイクル(計画・実行・評価・改善)の考え方を取り入れ、計画・事業の推進に努めるとともに、必要に応じて本計画の適切な見直しに対応する。

第2章 史跡金剛寺境内の概要

第1節 史跡をとりまく環境

1. 自然 · 地理的環境

本史跡が位置する河内長野市は、大阪府の東南端にあり、奈良県、和歌山県に接している。市域の面積は109.63k㎡で、大阪府内では、大阪市、堺市に続き3番目に広い市域を有するが、7割が森林(大部分は人工林)であり、住宅地、耕作地の割合は相対的に少ない。

市域の地形をみると、東部には金剛山地が、南部には岩湧山を始めとする和泉山脈が連なり、中央部には加賀田丘陵が、西部には小山田丘陵が広がっている。そして、それらの間を流れる石見川、天見川、加賀田川、石川、西除川(天野川)の5つの河川に沿って主要な谷と河岸段丘が形成されている。古くからの居住地と耕作地の大部分は、これらの谷や河岸段丘上に位置し、それぞれ独自の歴史と文化が存在する。一方で丘陵上には昭和から平成にかけて開発された団地が広がっている。

地質は、東部にある金剛山地が領家花崗 岩類からなり、南部にある和泉山脈脊梁部 に和泉層群が分布し、山麓部では泉南層群 と、金剛山地から続く領家花崗岩類が見ら れる。なお、領家花崗岩類は地表で見られ ない地域でも市内全域の地下深くに広がっ ており、丘陵部ではその上位に大阪層群が 重なっている。そして、河岸段丘は、上記 全てより新しい時代の地層で構成されてい る。

本史跡が位置するのは、市域の最も西を 流れる西除川(天野川)にそって形成され た通称天野谷であり、東に位置する小山田 丘陵と西に位置する泉北丘陵は大阪層群に よって構成されている。



第1図 河内長野市位置図



第2図 史跡位置図

2. 歴史的環境

史跡周囲に広がる河内長野市域は可耕地が少ない一方で、豊かな森林資源があり平野部とは異なる歴史の発展をみることができる。また、旧国の大和、紀伊、和泉が河内と境界を接し、各地からの街道が交わるため交通の要衝ともなり、この点も市域の歴史文化に影響を与えた。

(1) 旧石器時代から古墳時代 ~河内長野市のあけぼの~

まず、旧石器時代〜縄文時代にかけての遺跡数は、大阪府内のほかの市町村よりも多く、 これは、市域の地形が当時の生業に合っていたことによるものと考えられる。

弥生時代では大阪平野部におくれて中期以降に集落が発展する。大型の集落で遺跡の状況が比較的明らかになっているものとして、三日市北遺跡がある。三日市北遺跡では、竪穴住居跡38棟が検出されており、中河内地域の生駒山西麓産土器が多量に搬入されている状況が確認されている。また、このような様相がみられる遺跡は石川水系流域沿いに多く、本市に接する和歌山県北部でもみられる。平安時代から利用された高野街道に近いルートで和歌山県へ至る道がすでに成立し、交易のための物流ルートとなっていたことをうかがわせる。

古墳時代前期には、首長墓であり、全長52mの前方後円墳である大師山古墳が出現する。 集落遺跡では、前期の三日市北遺跡、中期の三日市遺跡がある。後期になると三日市遺跡が 継続して営まれるほか、周辺へも居住域が拡大し、新たに小塩遺跡などが市内南部の加賀田 川流域の中位・高位段丘上に出現する。

(2) 古代 ~高向玄理の郷~

古代には、本市域は河内国錦部郡の一部となるが、市域に集落遺跡は少なく、小塩遺跡など、古墳時代後期に出現した集落が古代においても断続的に営まれる。このほか、新たに、石川流域で高向遺跡などが形成される。飛鳥~奈良時代の寺院が数多く営まれる南河内地域にあって、この時期の寺院が確認されていないのも本市の特色を示している。なお、高向遺跡は、飛鳥時代に学者・政治家として活躍した高向玄理の出身地とされている。

(3) 中世 ~高野詣と一山寺院の発展~

中世には、一転して市内の遺跡は急増し、市内の大部分の遺跡で何らかの人々の暮らしのあとが見つかっている。このことは、土木技術の向上により河岸段丘面の耕地化が進んだことに加え、高野詣が河内をとおるルートが主となり、市域を経由した大坂、京、堺と高野山を結ぶ交通・流通が活発化したことに起因していると考えられる。また、当時、市域には藤原氏系の荘園である法成寺領の長野庄が置かれることとなった。また、発掘調査によって三日市遺跡、尾崎遺跡、上原北遺跡、向野遺跡、寺元遺跡、大日寺遺跡では当時のムラの跡が見つかっている。

寺社では、多くの子院(付属寺院)を従える真言宗系の一山寺院が成立した。このような 一山寺院として、川上地区に大宝元年(701)創建の寺伝がある観心寺が、天野地区に奈良 時代創建の寺伝がある金剛寺がある。観心寺、金剛寺は創建の後に高野山の僧侶によって、整備されたものであり、市内東部にある川上地区と市内西部にある天野・下里地区を寺辺領として支配し、京の都や高野山や根来寺とも関係を持ち、中世末期には隆盛を極めた。両寺には、戦国時代の全盛期の様子を描いたといわれる絵図が残っており、伽藍を中心に多くの子院を従えた都市的な景観が描かれている。これらの子院の一部については、発掘調査が行われており、子院の様子を示す地下遺構に加えて多くの遺物が出土している。両寺院には、多くの中世の歴史文化遺産が伝わっている。これらの歴史文化遺産は、市域で保有されている指定文化財の多くを占めており、その種類も建造物、彫刻、絵画、工芸品、古文書、典籍、祭礼など幅広い分野にわたっている。

このほか、天見地区には石清水八幡宮の所領である甲斐庄山郷が置かれ、そこから勧請された八幡神社が成立するなど、各地区にはそれぞれ特色ある歴史が展開した。

中世における本市域は治承・寿永の内乱期、南北朝期、戦国期の3時期にわたって戦乱の舞台となった。治承・寿永の内乱期には、平家方として戦い、砺波山(となみやま)の戦いで討ち死した源貞弘が、市域の長野庄を本拠地とする武士として知られている。南北朝内乱期には、南朝の勢力圏となり楠木正成の活躍の舞台ともなった。このため、古戦場跡、中世城郭跡、中世居館跡も多く残っている。これらには、曲輪・土塁、横堀が良好な状態で遺存する史跡烏帽子形城跡をはじめとして、石仏城、旗蔵城でも城郭の遺構が確認できている。これらは、千早赤阪村や富田林市にある中世城郭群とあわせて使用されていたと考えられる。

(4) 近世・近代 ~幕藩体制と観光のはじまり~

近世に入ると市域は、天領、旗本領や近江膳所藩、和泉陶器藩、河内狭山藩などの飛地領が置かれ、中世に続き市域が政治的に一体化することはなかった。市域には、36の村が置かれ、各村では鎮守や村堂を中心に民家、田畑、墓地、小路などが展開する現代にもつながる里山集落の風景が形成された。これらの村落の一部では当時の景観を描いた村絵図が残っており、現代でも近世と変わらない土地利用の状況がみられる地区も存在する。

中世に全盛期を迎えた観心寺、金剛寺は寺領が縮小し、境内の堂宇や子院も減少した。なお、本市に拠点を置いた藩は当初存在しなかったものの、膳所藩から分封した河内西代藩(1732年以降は、転封により神戸藩)が延宝7年(1679)から享保17年(1732)にかけて存在した。延宝7年(1679)に刊行された『河内鑑名所記』や享和元年(1801)に刊行された『河内名所図会』、あるいは嘉永6年(1853)に刊行された『西国三十三所名所図会』には中世に発展した本市の寺社が多く描かれており、観光地として栄えた本市域の様子を伝えている。

近世には高野詣が民衆へも浸透し、本市には高野街道三日市宿が置かれた。三日市宿は、高野参詣の中継地として栄え、多くの旅籠で賑わいをみせていたことが知られており、現在でも、旅籠を踏襲した建物が残っているほか、この時期に設置された里程石、道標、石灯籠などが沿道に残り、宿場町の運営に関係する村方文書も残っている。なお、近世の市域の様子については、『河内名所図会』、寺院の境内図、村絵図などの絵図によって詳細を知ることができる。

近代になると大阪府に編入され、その後、河内県、堺県、五條県などの一部となり、明治

14年(1881)に再び大阪府となった。明治期には鉄道網も整備され、明治31年(1898)には長野駅が設置された。一方で神仏分離令による廃仏毀釈によって多くの神社や寺院の整理が行われた。観光のまちとしての状況は引き続き認められ、昭和10年(1935)に吉田初三郎によって描かれた鳥瞰図は観光地としての賑わいを伝えている。また楠公顕彰が盛んな地域としても知られ、昭和元年(1926)に観心寺に本部を置く大日本楠公会が設置された。

また、大きな戦災にあっていないことから近世・近代の建築物も多く残り、長野地区や三日市地区の中心市街地にもこの時期に建築された民家が多く残っている。鋳物、酒造、凍豆腐、爪楊枝や豊富な河川を利用した水力による産業も盛んであった。市内には多くの産業用の水車が造られ、今も一部が残っている。また、役場庁舎、学校講堂、駐在所などの公共施設に加え、旅館、営業所には、一部に洋風の技術や意匠を取り入れた近代建築が建てられた。

3. 社会的環境

(1)人口動態

本史跡が位置する河内長野市は、昭和29年(1953)4月1日に、1町5村が合併し誕生した。昭和40年代以降に進んだニュータウン開発により人口は増加し、ピーク時の平成12年(2000)2月末では123,617人であった。しかし、それ以降人口は減少を続け、令和6年1月末時点で99,075人となっている。労働力人口(15歳以上の就業者と完全失業者を合わせた人口)をみると、平成12年国勢調査において56,087人であったが、令和2年国勢調査では43,254人と12,833人減少しており、この傾向は今後も継続することが予想される。また、昼間人口をみると、令和2年の国勢調査では85.5%と低い値となっており、大都市近郊のベッドタウンとしての性格を示している。この状況は本史跡の周辺でいっそう顕著であり、将来的に寺院を支える人口の減少が懸念される。

これらのことから今後は、高齢者を支える労働人口の定住が望まれるのはもちろんであるが、全国的に人口が減少する中で当面は交流人口および関係人口を増やし、史跡地周辺の活力の維持と充実を推進していくことが課題になってくるものと考えられる。

(2) 交通

周辺の交通については、大阪の中心地の一つである難波と高野山を結ぶ南海高野線の沿線にあり、河内長野駅で近鉄長野線と連絡している。河内長野駅は、市内各方面へのバス路線の起点ともなっており、歴史文化遺産が多い旧村部と中心市街地とを放射状に結んでいる。しかし、便数が少なく、旧村部を相互に結ぶバス路線はない。この状況は本史跡にもあてはまる。このため、観光客の多くは、より広域を対象とした観光バスを活用した観光パッケージを利用して訪れており、市域への滞在時間は少なくなる状況である。

(3) 産業

周辺地域の産業については、就業種別人口が令和2年の国勢調査によれば第1次産業が465人、第2次産業が8,027人、第3次産業が31,180人で第3次産業の割合が多いことがわかる。第3次産業の多くは、市外への通勤者である。

農業については、農業振興地域の多くが山間部で占められているため、農地が狭小で、傾斜地に作られている場所が多いという特徴がある。また、これらは本史跡地周辺の歴史的景観の構成要素となっている。しかし、大規模な機械力を用いた集約的な農業には不向きであり、また後継者不足も進んでいる。

林業については、長い歴史を持ち、市域の約7割を森林が占めており、その大半が木材生産のために植林された人工林であり、本史跡に存在するような境内林、社叢林となっている場所も少なくない。従来、林業は盛んであったが、林業従事者の高齢化や長引く木材価格の低迷、労働コストの増大などにより、近年の林業は大変厳しい状況が続いている。このことから森林所有者の経営意欲が低下し、将来にわたって市域の人工林を健全な状態で維持していくことが厳しい状況となっている。

商業については、大型量販店出店などの影響もあり、中心市街地をはじめとした市内商業地においては店舗数の減少、空き店舗の増加が進んでいる。

(4) 観光

市域全体の観光として、多くの神社、寺院、名勝を抱える河内長野市においては、温泉旅館も古くから盛んであった。しかし、交通機関の発達とともに進んだ戦後のベッドタウン化により、観光のまちとしての色合いは後退している。一方で、現在でも大阪都心部から鉄道で30分程度の距離にあるアクセスのよさから、本史跡でも日帰りレクリエーション客が多く訪れ、受け入れる側での観光ボランティア活動等も盛んである。ところがこれも、本坊や主要伽藍の見学を中心とする点としての観光に留まっているため、史跡地での滞在時間は少なく、周辺地域での経済効果は限られている。史跡地全域を含めた面としての観光ルートを確立し、来訪者の滞在時間をのばしていく試みが必要である。

(5) 市民文化

本史跡が位置する河内長野市は、国や地域の古典伝統文化を受け継いだ市民活動が活発なまちであり、神楽、獅子舞等が継承されているほか、書道、華道、茶道、舞踊などの日本の伝統文化に関わる団体が多く存在し、毎年秋に行われる市民文化祭をはじめとする様々な場で、各団体による展覧会、披露会が開催されている。また、地域に根差した多様な活動を行っているまちづくり協議会の活動も活発である。これらの団体は、今後、史跡を様々な形で活用していく主体となる可能性を持っている。

第2節 史跡金剛寺境内

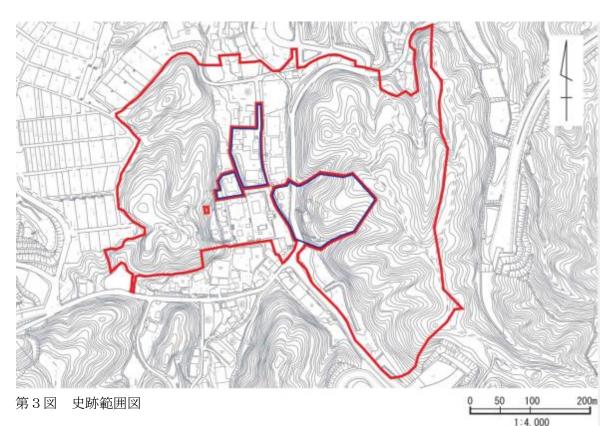
1. 金剛寺について

金剛寺境内は、狭山池に注ぐ西除川(天野川)によって形成された谷地形の最奥部に位置している。この谷地形は、南北に細長く、通称、天野谷と称されている。境内の中心である伽藍は築地塀を方形に巡らしており、内部は五仏堂・御影堂などの三宝院伽藍と金堂・多宝塔などの主要伽藍による二重伽藍をなしている。子院については、戦国時代の全盛期に100坊近くに達したとされるが、現在では、西除川に沿って、かつての観音院、理趣院、観蔵院、中院の遺構が並んでおり、やや離れた場所に摩尼院と吉祥院が位置する。境内の東西を画する丘陵には境内林が広がっており、東側の通称天野山には、鎮守社である丹生・高野明神社と水分神社などが位置している。

2. 金剛寺の歴史

(1) 平安時代~鎌倉時代初期(草創期)

山号は天野山、寺号は金剛寺であり、創建は行基によるものと伝えられているが、承安2年(1172)に和泉国出身の阿観によって再興されたと考えられている。また同年には、寺僧により、故鳥羽院の皇女八条院暲子内親王(後白河院の妹)の祈願所として寄進され、これによって中央の政界と結びつきを持つようになる。その後、寺領の形成も進み、治承4年(1180)に地域の有力者であった源(三善)貞弘が私領を金剛寺へ寄進し、養和2年(1182)に河内国目代(国司の代官)と源貞弘の取引きにより、寄進地の所当官物(土地にかかる税)が免除され、春秋二季伝法会などの法会の費用を支出する免田となった。しかし、寿永2年(1183)5月の越中礪波山合戦(倶利伽羅峠合戦)で源貞弘が平家方武士として討死し、その寺領も平家方の所領として没官されることとなった。しかし、新たに長野



在・天野谷の地頭となった石川義兼は、没官領として獲得した天野谷の所領十余町を文治4年(1188)に金剛寺に寄進した。その際の、寺辺領の広がりは、東=高向堺 西=和泉国堺南=日野堺 北=小山田堺 とされている。この寺辺領については、建久元年(1190)に河内国衙による税の免除が行われ、建久2年(1191)には 官宣旨・後白河院庁下によってこのことが追認されると、寺辺領は領域型荘園として機能するようになり、以後の金剛寺はこの地域の統治権を得て、主要な経済基盤とした。なお、河内国衙・朝廷・後白河の免除認定を獲得できたのは、八条院女房第弐局(浄覚)の功績によるものとされている。

寺辺領経営は、院主によって担われた。初代院主阿観より浄覚へ院主職が譲られ、建久10年(1199)には 覚阿(浄覚妹)が院主となり、阿観死去後は覚阿が寺辺を経営し、大小仏事が興隆したとされる。しかし、寺僧が求める文書返却に応じなかったため、覚阿は、寺僧と対立するようになり、一時、寺僧の覚心が院主となる。しかし、以後は、院主職は浄阿(覚阿姪)や大乗院門跡など、金剛寺外の人物が継承し、鎌倉末期に至るまで、基本的には寺外の院主が 寺辺領の経営を担った。一方で建久9年(1198)には仁和寺の末寺となった。興国元年(1340)に、院主が停止されることとなり、外部からの干渉を受けることがなくなった。

(2) 鎌倉時代~南北朝時代

その後、鎌倉時代末期から南北朝期にかけての金剛寺は、内乱の重要局面でしばしば戦乱の舞台に登場するが、同時期の金剛寺と畿内一帯の内乱の様相は、内乱期の正学頭であった禅恵の聖教奥書に記載されており、同時代の一次史料として貴重である。内乱当初の延元2年・建武4年(1337)10月、河内石川合戦の一環として天野合戦が展開され、河泉両国の武家方守護・細川顕氏の代官・都築量空(和泉守護代)の軍勢が金剛寺に乱入し、子院の一部が焼き討ちされた。そして、正平一統が破綻した後の正平9年・文和3年(1354)3月、北朝持明院統の三院(光厳・光明・崇光)と直仁(崇光東宮)は南朝軍によって大和賀名生より金剛寺に遷され、同年10月には南朝大覚寺統の後村上天皇も天野に行幸し、約5年間にわたって摩尼院を行宮とした。一方、北朝三院も約3年にわたって観蔵院に在住するなど、金剛寺とその寺辺一帯は、両統御所に位置づけられた。この間、光厳院は京で「天野殿」と呼ばれ、持明院統蔵書整理を主導するなど、京都との人の往来、物流、情報の行き来は閉ざされず、北朝に影響を与えつづけた。また、北朝で代々行われてきた琵琶の最後となる秘曲伝授が観蔵院に居住していた光厳院から崇光院に対して行われた。このように南朝だけではなく北朝史を理解する上でも重要な史跡といえる。

一方で両統御所となった期間に、金剛寺の子院はことごとく荒廃に瀕したことが禅恵の奥 書に記録されている。

次いで正平14年・延文4年(1359)10月下旬に後村上天皇は観心寺に行幸するが、翌年3月には、室町幕府の南朝攻め搦手大将だった畠山国清の大軍が金剛寺に乱入し、伽藍の一部と子院の約半数(35坊)が焼失した。文中2年・応安6年(1373)にも細川氏春を中心とした北朝軍に囲まれるが、その後、北朝のための活動も行っており、元中4年・至徳4年(1387)頃には室町幕府河内守護畠山基国のために祈祷をしている。

(3)室町時代~戦国時代

室町時代から戦国時代にかけては観心寺同様、河内の守護大名・畠山氏の庇護を受ける一方で、やはり畠山合戦の戦火を受けることも多かった。しかし、中心伽藍はつねに戦火を免れ、焼き討ちされた子院の復興も早く、戦国時代の全盛期には100坊近くの子院を数えるに至った。15世紀前半には銘酒「天野酒」が京都でも大量に流通するようになり、莫大な量の酒が出荷される酒造業の拠点として金剛寺が成長したことや、京都との交通ルートが確保されていたことがうかがえる。

(4) 安土桃山時代~江戸時代

安土桃山時代にも、銘酒「天野酒」は織田信長・豊臣秀吉をはじめ諸大名にも頻繁に献上された。また林業も盛んで、木材・檜皮や寺辺領の白炭なども出荷されている。江戸時代には307石の寺領が安堵されたことと、諸大名などから寄進があったこと、寺領内の林産物からの収入があったことなどが経済的基盤となり、学頭・三綱の指導のもと子院からの代表者からなる衆議によって、様々の事項を決定する運営体制が存続した。しかし、中世以来の子院を維持することは困難であったようで、文化5年(1808)には住職がいる子院の数が21院にまで減少したとされる。寺僧の数も45名を数えるまでに減少している。宗教活動に関しては、浄土真宗の寺院でみられるような新たに信徒を獲得し、地域住民を教化するような活動は低調であり、むしろ、中世以来の法要・儀式が古式にのっとって行われていた。本末制の中で再び交流が行われるようになった仁和寺からもそのような活動が奨励されている。なお、「金剛寺結縁過去帳」にはこの時期の仁和寺関係者が多くみられ、室町時代には関係が見えにくくなっていた本山との関係もふたたび強くなるようである。

一方で、他領主との間に贈答が継続して行われていることが文書により確認でき、これらの領主に対して祈祷を行うなどの宗教活動があったことがうかがわれ、これらは近世になって新しく見られる活動として評価される。中世以来の由緒と格式を活かしたものといえる。

また、延宝7年(1679)刊行の『河内鑑名所記』や享和元年(1801)刊行の『河内名所図会』に当該寺院のことが紹介され、名所としての位置づけがなされた。なお、元禄2年(1689)には、本草学者の貝原益軒が金剛寺の僧房に宿泊し、「泉州槇尾寺へ通る道なる故、西国巡礼の客、此の寺に宿するもの多し」と『諸州めぐり南紀行』に記しており、四番札所槇尾山施福寺と五番札所葛井寺の中間に位置する金剛寺僧房は西国巡礼者の宿泊所となっていたことがわかる。また、同書には「また塔頭、酒を醸す、天野酒と云う、名産なり」ともあり、近世にも僧房酒の醸造が行われていたことがわかる。しかし、近世も中期以降となると西国巡礼には名所めぐりなどの観光的要素が加味され、そのルートにも大きな変化が生じ、三番札所粉河寺のあとはすぐに四番札所槇尾山施福寺に向かわず、高野山に参拝して、麓の慈尊院・丹生官省符神社に参詣し、紀の川を渡り、滝畑の光滝寺(当時は槇尾山施福寺の奥の院と称され、多数の巡礼者が参拝した。)を経て、四番札所槇尾山施福寺に向かうようになり、四番札所のあとも、堺・住吉・大坂を見物したのち、四天王寺に参詣し、平野を経て、五番札所葛井寺に向かうようになった。これにより、当然、宿坊の状況にも変化があったと想像できる。

このほかに、全国六十六カ国それぞれの主だった霊場に法華経を納めて回る六十六部廻国 巡礼の詣所ともなっており、『廻国六十六部縁起 日本廻國の縁起並国付』には、廻国御納 経所として「加ハちの国 阿まのさん」と記されている。

近世には、寺院を維持する活動も詳細な記録が残っている。慶長10年(1605)から翌11年にかけては、豊臣秀頼による伽藍復興事業が行われ、片桐且元が惣奉行を務め、吉田保好・森嶋長以・川村久目らが奉行を務めた。また、元禄13年(1700)から翌14年(1701)にかけて行われた徳川幕府による修復事業は通法寺・壺井八幡宮の復興事業と同時並行で進められ、御手伝普請を命ぜられた岸和田藩主岡部長泰が奉行を務めた。こうした豊臣秀頼、徳川幕府による復興事業・修復事業は、金剛寺と中央政界のつながりを伝えている。

(5) 明治時代~昭和

明治に入ると、神仏分離令が出されるなか子院の大半は廃絶したが、大正期には古社寺保存法、昭和期には国宝保存法が制定されたことによって、延喜式神名帳断簡、金剛寺食堂などについて指定の措置が行われた。また塔婆(多宝塔)や鐘楼の保存修理も行われている。昭和9年(1934)には境内地が史跡指定を受け、観光地としても注目されるようになった。同年には大阪府によって富田林を起点に楠公誕生地、赤坂城址、観心寺、金剛寺などを結ぶ楠公遺蹟顕彰道路が整備され、車やバスを利用した境内の観光も盛んになった。戦前・戦中にかけては南朝関連の史跡として国民教化や国威発揚の教材となり、昭和10年(1935)には大楠公600年祭が行われている。この頃は、修業の地として信徒の利用も盛んであり、昭和16年(1941)には池田谷久吉氏の設計によって大講堂(修養館)が建築された。なお、本山との関係は現代では存続している。

第3節 指定に至る経緯

1. 当初指定

史跡金剛寺境内の指定の経緯は、昭和9年(1934) 1月29日付で金剛寺(住職曽我部俊雄他法類総代、信徒総代合わせて5名)から文部大臣宛に指定御願が提出されている。この時、古義真言宗管長龍池密雄の「史蹟地指定申請之件」として文部大臣宛の添書も提出されている。この願書は同時期に提出された観心寺を含む府内4ヶ所の史跡とは書式を異にし、「當寺ハ史蹟調書記載之通リ建武中興並ニ南北朝関係ノ重要史蹟地ニ有之候間別紙地籍調書ノ土地ヲ史蹟名勝天然紀念物保存法ニョリ史蹟トシテ御指定相願此段及御願候也」と記載されている。これを同年1月31日付兵第683号で受理し2月3日付で文部大臣鳩山一郎宛に「史蹟指定ニ關スル件」として進達されている。この進達案の起案では、同時に進達されたほかの4件が「建武中興ノ重要史蹟地」としているのに対し、金剛寺だけは「南朝関係ノ重要ナ史蹟地」が追記されている。この願書に対し、2月5日に文部省宗教局長から府知事宛に照宗第1号「史蹟指定ニ關スル件」として通牒が出された。

来ル三月十三日ハ建武中興六百ニ相當スル處標記ニ關シ貴下先寺院現境内全部ヲ指定ノ見 込ミニ付テハ貴見並關係者ノ意嚮本月十五日マデに御回報相相煩度

追右ハ他日精査ノ上成りハ指定區域ノ訂正可有之モ今回ハ境内地ノミヲ指定ノ見込ニ付テ ハ其ノ所在地、地番、坪數及所有者名為念併セテ同日迄ニ承知致度

この文面から大宗七号による観心寺に関する照会と相違し、指定見込みに対する関係者の 意思と取りあえずの指定区域の確認を促しているのがわかる。つまり、指定区域の訂正は後 でもできるから、とりあえず境内地の同意書を送れということである。

大阪府の進達文からは「建武中興」の記載がなく、また、ほかの同時に史蹟調査委員の調査を受けた史跡地の「御願書」とは書式を異にしている。このことから、金剛寺については後醍醐天皇との直接的な関係が見られず、建武中興六百年記念祭での指定の必然性が史蹟調査委員の調査で結果疑問視された可能性もある。そのため、新聞記事に見られる金剛寺の指定漏れが生じたのかもしれない。ただその後、指定されることになり、文部省の照会文書か

らは、急いで手続きされていることが認められる。また、金剛寺の「指定御願」が大阪府に 受理されてから進達までの期間は、ほかの史跡に比べ短期間に処理された。

このようにして、建武中興関係史跡として後醍醐天皇との関係や後村上天皇他南朝各天皇の行宮として利用されたとされることから保存要目の第一「行宮阯其ノ他皇室ニ關係深キ史蹟」と平安時代から真言宗の名刹として第二「社寺ノ阯跡及祭祀信仰ニ関スル史蹟」に該当するものとして昭和9年(1934)3月13日付で指定された。

この史跡指定を示すものとして、文部省の補助金により金剛寺には昭和13年(1938)に「史蹟 金剛寺境内」の標石柱が楼門前に建てられた。

2. 追加指定

平成19年度から平成20年度にかけて旧計画を策定するにあたり、史跡地および周辺の指定地の状況の現状調査を行った。この際、史跡金剛寺境内においては子院の展開する境内南半部や境内林が史跡範囲外となっており、境内地と史跡指定地が一致しないという課題が浮き彫りになった。

また、当時、指定基準「史二」 で指定を受けており、史跡としては南北朝時代の行在所としての歴史的意義のみが評価されていた。しかし、旧計画策定にあたって、史跡構成要素を明確に把握し、その歴史的価値を適切に評価した結果、中世一山寺院としての歴史的意義、江戸時代における名所・旧跡としての歴史的意義、戦前の国民教化教育の教材となった歴史的意義があり、それぞれに関連する建造物や各意義を顕彰する構造物が史跡内に存在していることが判明し、絵図を含む資料調査、埋蔵文化財調査結果によって境内地の外部についても更なる追加指定の検討を行っていく必要性が確認できた。

こうした結果を受けて、平成22年(2010) 7月22日に追加指定に関する意見具申を行い、 平成23年(2011) 2月7日付で指定基準「史二及び三」による追加指定を受けた。

第4節 指定の状況

- 1. 指定告示
- 名称:金剛寺境内
- ・ 史跡等の類型: 史跡
- ・指定年月日:昭和9年3月13日 (1934年3月13日)
- ・指定基準:二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- ・地番図・参考図:第9図参照
- ・追加指定年月日:平成23年2月7日(2011年2月7日)
- ・追加指定基準:二. 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
 - 三. 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡

指定等の対象地域の面積

: 当初指定11,460.80㎡、追加指定134,531.38㎡

一部解除0m²(登記簿および公図に存在しない地番を告示していたため)

・所有関係の概要:当初指定 府有地350.00㎡、民有地(2名)11,110.80㎡

追加指定 府有地3,271.00㎡、市有地4,991.56㎡

民有地 (3名) 126, 268.82m²

2. 指定説明文

①昭和9年(1934)の当初指定説明

行基ノ草創ト傳へラレ皇室ノ御尊信浅カラザリシ眞言宗ノ名刹タリ後醍醐天皇ノ御代學頭禪惠夙ニ勤王ノ志アリ護良親王楠木正成ノ爲ニ戰捷ヲ祈願セリ延元元年十月天皇勅願寺トナシ給ヒ又屡々綸旨ヲ賜ハリテ所領ヲ寄セラル後後村上天皇此處ニ行幸アラセラレ凡ソ六年ノ間行宮トナレリ

②平成23年 (2011) の追加指定説明

金剛寺境内は、西除川により形成された南北に細長い通称天野谷に営まれた真言宗の寺院である。行基の創建と伝え、12世紀後半に阿観が再興、八条院の祈願所となるなどして発展した。南北朝時代の正平9年(1354年)から同15年の間、金剛寺は南朝の後村上天皇の行宮ともなった。南北朝時代の緊迫した政治状況、特に南朝の政治状況を知る上で重要であることから、昭和9年、境内地のうち摩尼院(南朝行在所)、本坊(観蔵院)、鎮守社等が宮跡として史跡に指定された。

河内長野市教育委員会では、平成19・20年度に史跡金剛寺境内保存管理計画策定事業を行い、金剛寺境内全域の保存・管理に関する調査を行った。その結果、五仏堂・御影堂等の三宝院伽藍と金堂等の主要伽藍、鎮守社、周囲の子院、そしてその周辺に広がる丘陵部を含めた境内地全体が、中世の有力寺院としての景観を今日によく伝えていることが判明した。今回は、この調査成果に基づき、金剛寺の寺院境内としての歴史的価値の適切な保存を図るため、子院地区と丘陵部を追加指定する。また、中心伽藍地区については、地籍調査により昭和9年当時の錯誤が判明したことから、錯誤地番を解除の上、改めて追加指定を行い、保護の万全を図ろうとするものである。

(文化庁文化財部2011「新指定の文化財 記念物」『月刊文化財』2/平成23年より転載)

3. 指定範囲

指定範囲は史跡金剛寺の境内地であり、鎮守社や境内林を含んでいる。

①当初指定範囲

南河内郡天野村大字天野山995番、996番、1006番、1007番 - 1、1009番1、1009番2、1009番 3、1547番

第1表 金剛寺史跡指定地番および所有者一覧

金剛寺境内	地番	地目	所有者	備考			
河内長野市	995番	境内地	(金剛寺)	当初指定			
天野町	996番	境内地	天野山金剛寺	当初指定			
	1006番	境内地	摩尼院	当初指定			
	1009番1	境内地	天野山金剛寺	当初指定			
	1009番2	境内地	大阪府	当初指定			
	1009番3	境内地	天野山金剛寺	当初指定			
	1547番	境内地	天野山金剛寺	当初指定			
	431-2番	山林	天野山金剛寺	追加指定			
	907番1	山林	天野山金剛寺	追加指定			
	907番12	畑	天野山金剛寺	追加指定			
	968番	畑	天野山金剛寺	追加指定			
	969番	境内地	吉祥院	追加指定			
	972番1	田	天野山金剛寺	追加指定			
	973番2	公衆道路	天野村	追加指定			
	973番3	宅地	天野山金剛寺	追加指定			
	985番6	山林	天野山金剛寺	追加指定			
	986番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	987番1	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	987番乙	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	987番2	公衆用道路	内務省	追加指定			
	988番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	992番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	993番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	997番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1000番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1001番	山林	天野山金剛寺	追加指定			
	1002番1	ため池	天野山金剛寺	追加指定			
	1002番2	堤	天野山金剛寺	追加指定			
	1003番	畑	天野山金剛寺	追加指定			
	1004番	畑	天野山金剛寺	追加指定			
	1005番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1007番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1008番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1010番1	山林	天野山金剛寺	追加指定			
	1010番2	公衆用道路	内務省	追加指定			
	1010番3	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1010番5	山林	大阪府	追加指定			
	1014番1	宅地	天野山金剛寺	追加指定			
	1014番3	宅地	天野山金剛寺	追加指定			
	1538番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1539番	宅地	天野山金剛寺	追加指定			
	1540番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1541番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1542番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1543番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1545番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			
	1546番	境内地	天野山金剛寺	追加指定			

②追加指定範囲

大阪府河内長野市天野町431番2、907番1、907番12、968番、969番、972番1、973番3、985番6、986番、987番1、987番2、987番乙、988番、992番、993番、997番、1000番、1001番、1002番1、1002番2、1003番、1004番、1005番、1007番、1008番、1010番1、1010番2、1010番3、1010番5、1014番1、1014番3、1538番、1539番、1540番、1541番、1542番、1543番、1545番、1546番、右の地域に介在する道路敷及び水路敷、大阪府河内長野市天野町972番1と同973番3に挟まれ同1009番2と同1014番1に東接する道路敷に挟まれるまでの水路敷、同天野町1009番2に西接する水路敷と同1014番1に挟まれ同1538番と同1541番に挟まれるまでの道路敷、同天野町1007番と同1014番3に挟まれ同1025番に東接するまでの道路敷、同天野町973番3と同986番に挟まれ同985番6に南接するまでの道路敷を含む。

4. 既往の調査成果

本史跡の指定は昭和9年(1934)と古い時期に遡り、建武中興600年式典の開催に合わせたものであって、今日のような形での学術調査を十分に行った上での指定ではなかったと考えられる。

本計画策定までの間においては、埋蔵文化財、建造物、古文書、絵図、美術工芸品、民俗文化財の調査が行われている。ここでは史跡景観や構成要素の形成に関して明らかになっている点について記載を行う。

(1)調査成果からみた境内の変遷

古文書、絵図、建造物、埋蔵文化財の調査成果から考えられる境内の変遷は次のとおりである。

【平安時代~鎌倉時代初期(草創期)】

承安2年(1172)に阿観上人が天野谷で御影供を開始すると、治承2年(1178)に金堂が建立された。多宝塔は建久2年(1191)に修造料の寄進が行われていることから、また、阿観の住坊とされる三宝院は御影供開始の年代から、それぞれ建築年代が推定されている。このようなことから、この時期に現在の伽藍空間の原型が整ったと考えられる。しかし、金堂は現在よりも小規模であり、五間四方であった(現在は七間四方)。金堂は金剛界大日如来を本尊にして、両界曼荼羅をおくものであり、覚鑁が鳥羽上皇の勅願寺として建立した大伝法院本堂ときわめて近く、実範の中川寺成身院も大伝法院と同様の構成をとっていた。

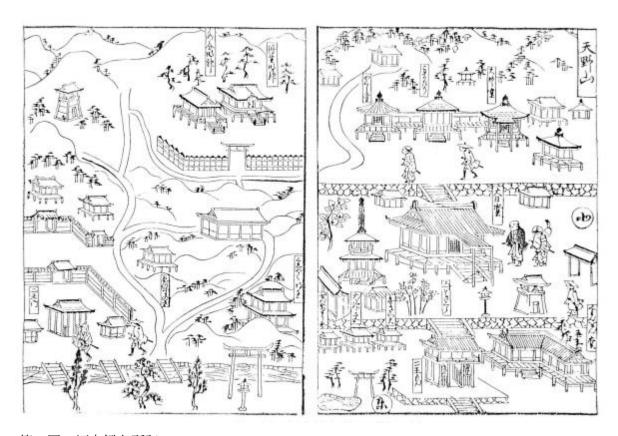
建久2年(1191)6月9日「八条院庁牒状案」によると、金剛寺に院主三綱・供僧六口、権学頭一口、学衆三十口、夏衆三十口、預二人、承仕三人を置くことが決められており、この寺僧が居住するための房舎も整備されていったと考えられる。

【鎌倉時代~南北朝時代】

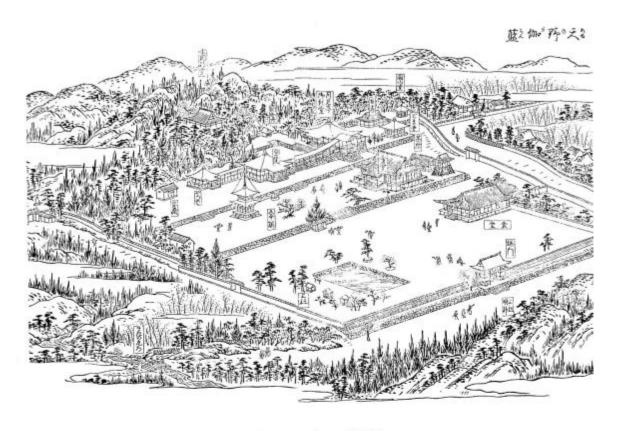
鎌倉時代から南北朝時代にかけては、現存する主要伽藍における建物がほぼ整えられた。 南北朝期には、当時、学頭であった禅恵の聖教の奥書によって、当時の境内の様子を把握す ることができ、文殊院、不動院、千手院、花園院、中間坊等の子院があったこと、伽藍以外 に、大門、持仏堂、往生講堂などの施設があったことが明らかになっている。この時期には すでに伽藍の周囲に一定数の子院と宗教施設を持つ境内が確立していたと考えられる。特に



第4図 金剛寺境内図



第5図 河内鑑名所記



河内名所図会 金剛寺

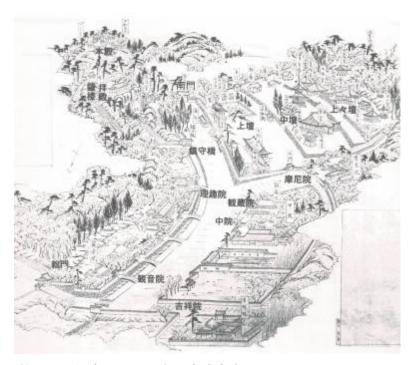


第6図 河内名所図会





第7図 金剛寺境内薄彩色全図



第8図 河内国天野山金剛寺境内全図

摩尼院は南朝の行在所、観蔵院は北朝の御座所になっており、現在、これらの子院敷地内にはより新しい時代の建物が建てられているものの、これらの経過を踏まえて顕彰がなされている。また、境内に光厳天皇分骨所が存在することも、北朝との繋がりを景観の中で示している。

【室町時代~戦国時代】

戦国時代の子院の景観については、「金剛寺境内図」によって知ることができ、発掘調査によってこの時期の子院遺構が確認されている。これらによると子院の数は100坊近くにのぼったと推定できる。このような子院について、寺辺領経営を担うようになり、各子院が寺辺領内の土地を集積していく。また、出土する遺物の量や検出される遺構の量もこの時期のものが最も多く、多くの人口を擁し、活発な生産・経済活動が行われていたことがうかがえる。

【安土桃山時代~江戸時代】

文禄3年(1594)の豊臣秀吉による天野谷の検地では、検地高450石の内、約378石 (84%)を子院が集積している状況が判明する。この時期における寺辺領の経営は、各子院単位で行われていた可能性が高い。また、慶長10年(1605)から翌年にかけて、豊臣秀頼による伽藍復興事業が行われた。この際に、金堂、多宝塔、御影堂、五仏堂、薬師堂など根本修理が大々的に行われた。この時期に現在の摩尼院書院も建築されたとみられる。

元禄13年(1700)から翌年にかけ徳川幕府による修復事業が進められた。この際に、金堂、多宝塔、鐘楼、御影堂、楼門、食堂など主要建物の修理と総門、南大門、築垣、求聞持堂、竜王三社、鎮守社拝殿の建立が行われたと考えられる。近世に行われた2回の大規模修理事業によって、主要建築物には、現代にみることのできる近世的な意匠が加わることになるが、堂宇の基本的な構造や配置は中世のものを踏襲しているとみられる。このように伽藍が復興する一方で、子院については減少しており、享和元年(1801)の河内名所図会からは、境内に空き地の目立つ様子が見てとれる。

【明治時代~昭和】

近代になると廃仏毀釈の風潮を受けて、子院も減少し、明治4年(1871)の高野山からの寺院取調に対し、「塔頭59カ寺破壊」が報告されている。明治21年(1888)には、大泉院、真福院、満蔵院、知足院、無量寿院が金剛寺に合併した。明治44年(1911)には、理趣院、観音院、中院が金剛寺に合併した。この時期の様子は明治時代に描かれた「金剛寺境内薄彩色全図」「河内国天野山金剛寺境内全図」によって知ることができる。これらによると、子院は7院を数えるのみとなっており、この時期に急速に減少したことがわかる。一方で、現在では減失している建物も多く描かれ、個々の子院の名称も判断することができる。その後、昭和期になると、天野川東岸に新しく大講堂(修養館)や食堂など近代和風建築が建築された。また戦後には、鉄筋コンクリート2階建ての天野山会館も建設され天野川沿いの景観は大きく変貌した。



第9図 地番図



第10図 空中写真

(2) 埋蔵文化財調査成果

周辺地域を含む既往の発掘調査については、 まず昭和49年(1974)に滝畑ダム建設工事の工 事進入路拡幅工事にともなって行われ、14世紀 から15世紀にかけての中世墓等が検出された。

その後、昭和63年(1988)から翌年にかけて 市道の新設工事にともなう発掘調査が行われ、 鎌倉時代の建物・井戸等の遺構と、室町時代か ら江戸時代にかけての溝、土坑、井戸、埋甕な どの遺構が検出されている。また、14世紀に形 成された一層の厚い焼土層を検出している。

平成3年(1991)の発掘調査は、市の事業 にともなう便所設置工事にともなって行わ



第11図 埋蔵文化財調査位置図

れ、14世紀代を中心とする厨房跡、14世紀中頃に形成されたと考えられる焼土層が検出された。これらは、文献史料にも登場する戦乱による火災が原因と考えられる。平成9年(1997)の発掘調査は、庫裏新築工事にともない行われ、近世の子院跡が検出され、下層にも遺構が存在することが確認された。平成10年(1998)の発掘調査は、墓地造成にともなって行われ、上層遺構面より18世紀から19世紀にかけての墓が、下層遺構面からは17世紀を中心とする子院遺構を検出した。平成11年(1999)の発掘調査は防災施設建設にともなって行われ、14世紀から18世紀にかけての5面の遺構面が調査され、各遺構面から子院の一部と考えられる遺構を検出した。同年の発掘調査は、防火水槽用の配管、および放水銃設置のために行われ、近世の建物跡や築地の遺構を検出している。

以上の発掘調査によって、戦国時代の絵図に描かれている建物が、地下遺構として遺存していることが明らかとなり、また戦乱にともなうとみられる火災痕跡も検出され、文献史料を裏付ける事実も確認されている。

【調査履歴】

昭和49年(1974) 滝畑ダム建設工事の工事進入路拡幅工事にともなう調査

昭和63年~平成元年(1988~1989) 市道の新設工事にともなう調査

平成3年(1991) 河内長野市事業にともなう便所設置工事にともなう調査

平成9年(1997) 庫裏新築工事にともなう調査

平成10年(1998) 墓地造成にともなう調査

平成11年(1999) 防災施設建設にともなう調査

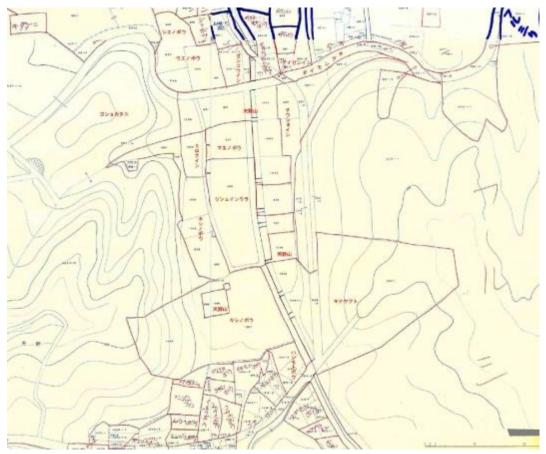
平成19~20年(2007~2008) 地上構造物の悉皆調査

平成27年(2015) 石垣整備にともなう調査

令和2年(2020) 大玄関敷地の地盤調査

(3) 建造物調查成果

建造物については、平成24年度に河内長野市教育委員会が境内地の文化財建造物の悉皆調査を行っており、それまでに行われた調査についても総括されている。また、金堂、多宝塔、鐘楼、大玄関については、修理を行った時点で調査を実施している。



第12図 金剛寺(小字図)



第13図 金剛寺(植生図)

【河内長野市史の編集にともなう調査】

河内長野市史編纂委員会1998『河内長野市史』別巻2

【建築物総合調査】

河内長野市教育委員会2013『天野山金剛寺建築調査報告書』

【建造物修理にともなう調査】

天野山金剛寺 2004『大阪府指定有形文化財金剛寺薬師堂/五仏堂/五仏堂渡廊保存修理工事報告書』建築研究協会

天野山金剛寺 2007『大阪府指定有形文化財金剛寺法具蔵・護摩堂保存修理工事報告書』文 化財建造物保存技術協会

天野山金剛寺 2008『大阪府指定有形文化財金剛寺開山堂保存修理工事報告書』文化財建造 物保存技術協会

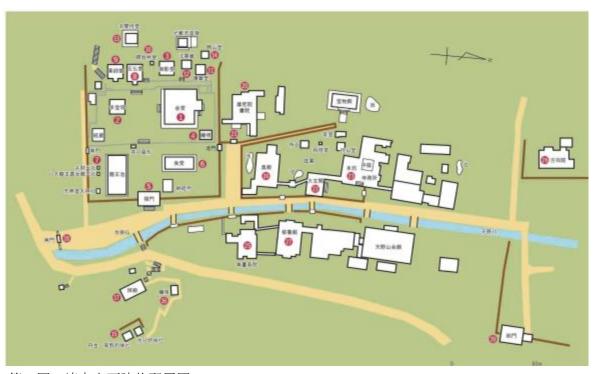
天野山金剛寺2018『史跡金剛寺境内中心伽藍石垣整備報告書』

大阪府教育委員会1955『重要文化財金剛寺食堂修理工事報告書』

文化財建造物保存技術協会 重要文化財摩尼院書院修理委員会 1972『重要文化財摩尼院書院 修理工事報告書』

文化財建造物保存技術協会2017『重要文化財金剛寺金堂·多宝塔·鐘楼保存修理工事報告書』

摩尼院 2018『史跡金剛寺境内(摩尼院門)整備事業報告書』藤岡建築研究室編著



第14図 境内主要建物配置図

(4) 古文書調査成果

【河内長野市史の編集にともなう調査】

河内長野市史編纂委員会1998『河内長野市史』別巻2

【金剛寺経蔵聖教の調査】

後藤昭雄編2015『金剛寺経蔵聖教目録』(科学研究費補助金(基盤研究(B))研究成果報告書 平成23-26(2011-2014)年度) 中西印刷

川合康編2023『河内国金剛寺文書に基づく中世地域社会史の研究』

【一切経調查】

落合俊典2007『金剛寺一切経の総合的研究と金剛寺聖教の基礎的研究』国際仏教学大学院大学

落合俊典2004『金剛寺一切経の基礎的研究と新出仏典の研究』東陽堂書店

【観無量寿経 無量寿経優婆提舎願生偈註の調査】

国際仏教学大学院大学学術フロンティア実行委員会編 2008『金剛寺蔵 観無量寿経 無量寿 経優婆提舎願生偈註』

【典籍一般調査】

後藤昭雄編2009『真言密教寺院に伝わる典籍の学際的調査・研究: 金剛寺本を中心に 研究成果中間報告書』(平成20年度)成城大学

後藤昭雄,仁木夏実,中川真弓編2017『天野山金剛寺善本叢刊 漢学』(天野山金剛寺善本 叢刊 第1期第1巻)勉誠出版

荒木浩,近本謙介編2017『天野山金剛寺善本叢刊 因縁・教化』勉誠出版(天野山金剛寺善本叢刊 第1期第2巻)

中原香苗,米田真理子編2018『天野山金剛寺善本叢刊 儀礼・音楽』(天野山金剛寺善本叢刊 第2期第3巻)勉誠出版

箕浦尚美編2018『天野山金剛寺善本叢刊 要文・経釈』(天野山金剛寺善本叢刊 第2期第4 巻)勉誠出版

赤尾栄慶,宇都宮啓吾,海野圭介編2018『天野山金剛寺善本叢刊 重書』(天野山金剛寺善本叢刊第2期第5巻)勉誠出版

(5)美術工芸品調査成果

【河内長野市史の編集にともなう調査】

河内長野市史編纂委員会1998『河内長野市史』別巻2

【国宝木造大日如来坐像木造不動降三世明王坐像附木造天蓋の調査】

天野山金剛寺 2019『天野山金剛寺金堂国宝木造大日如来坐像木造不動降三世明王坐像附木造天蓋修理報告書』

【木製小五輪塔調查】

狭川真一2018『天野山金剛寺木製小五輪塔調査報告書』元興寺文化財研究所編

【腹巻類調査】

天野山金剛寺 1969『重要文化財金剛寺腹巻類修理報告書』

【市文化財指定にともなう調査】

三十六歌仙図・木製密教法具・多宝塔安置大日如来坐像・大日如来坐像

天野山金剛寺2023『史跡金剛寺境内整備報告書』

【美術工芸品悉皆調査】

京都国立博物館2020『河内の仏教文化と歴史に関する総合的研究(金剛寺編)』

【持国天・増長天像の調査】

天野山金剛寺 天野山金剛寺1994『大本山天野山金剛寺持国天·增長天像保存修理報告書』 天野山金剛寺持国天·増長天像保存修理技術指導委員会

(6) 無形民俗文化財

天野山金剛寺2017『天野山金剛寺正御影供百味飲食奠供調査報告書』御影供映像記録制作実 行委員会編

(7) その他調査成果

【管理的構成要素の調査】

河内長野市教育委員会2017『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』

【測量調査】

河内長野市教育委員会2017『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』

【地盤調查】

文化財建造物保存技術協会2017『重要文化財金剛寺金堂・多宝塔・鐘楼保存修理工事報告書』

【植生調査】

河内長野市教育委員会2017『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』

【法規制調査】

河内長野市教育委員会2017『史跡観心寺境内・金剛寺境内保存管理計画書』

5. 指定地の状況

史跡金剛寺境内は、大部分が宗教法人天野山金剛寺の所有地であり、このほかに別宗教法人の所有地、大阪府の所有地も存在する。平成20年度に策定を行った旧計画では、境内の北半分や周囲の寺有林も含めた形で策定を行い、史跡の価値を保全するために必要であるとその時点で考えられ、将来的に追加指定を目指す範囲を含める形で保存管理計画範囲として設定した。その後、平成23年(2011)2月7日にはそれらを含めた形で追加指定が行われている。

(1) 史跡地内の土地等の所有関係

府有地3,621.00㎡ 市有地4,991.56㎡ 民有地 (3名) 137,379.62㎡

(2) 管理者の有無

管理団体の指定等は行っていない。

(3) 公有化について

里道や公道など本来的に大阪府や河内長野市が所有している土地は存在しているが、これ以外の場所において公有化は行っていない。史跡の管理運営は、公道や水路を除く大部分を宗教法人天野山金剛寺が行っており、そのほかに宗教法人摩尼院が管理している区域も存在する。

本史跡には宗教施設という重要な側面があり、そのことが史跡保全においても意義をもってきたことは事実であって、それは今後も同様であると考えられる。したがって、土地の公有化については、計画を行わず、所有者が史跡の管理を行う現行の運営体制を維持することが適切である。

(4) 歴史的構成要素

①文化財建造物

本史跡には、重要文化財8件、河内長野市指定文化財1件、国登録文化財12件の指定・登録を受けた文化財建造物が存在する(第2表参照)。多くは中心伽藍に集中しているものの、境内全体にわたり万遍なく分布している。

②構造物

境内には、石製灯篭、石柱、道標など数多くのものが設置されており、江戸時代〜戦前・戦中にかけてのものは特に多く存在する。江戸時代のものは、灯篭や石段などが多く、この頃に境内の整備が進んだことをうかがうことができる。また、石垣の多くもこの時期に整備されたことが推定できる。戦前〜戦中のものは、国威発揚のための国民教化を目的とするものが大部分を占める。

③美術工芸品

本史跡には、国宝5件、重要文化財22件、大阪府指定文化財3件、河内長野市指定文化財5件の指定を受けた美術工芸品や典籍が存在する(第2表参照)。

このほか、未指定の文書・美術工芸品・彫刻なども多く存在している。ただし、境内に存在する動産的文化財の悉皆調査が行われておらず、全体数量の把握には至っていない。

4)庭園

金剛寺本坊庭園は、室町時代に造られた枯山水の庭で、その後、桃山時代に徳島(阿波)の大名で茶人である蜂須賀家政により手直しされ、さらに、江戸時代の寛政10年(1798)に庭

第2表 金剛寺境内指定文化財一覧

区分	21.		·先(1)日(C)(1)	《 見	件数
国指定	国宝	有形文化財	建造物	0	
			美術工芸品	絵画	1
				彫刻	1
				工芸品	1
				書跡·典籍·古文書	2
	重要文化財	有形文化財	建造物	8%	
			美術工芸品	絵画	4
				彫刻	4
				工芸品	7
				書跡·典籍·古文書	7
	史跡	記念物 遺跡		1	
	国登録文化財	有形文化財	T形文化財 建造物		
	ふるさと文化財の森	檜皮の採取地	1		
	重要美術品	宝物類	3		
府指定		有形文化財	建造物		0
			美術工芸品	彫刻	1
				書籍等	1
				考古資料	1
		史跡名勝天然記念物		1	
市指定		有形文化財	建造物		1
			美術工芸品	絵画	1
				彫刻	3
				工芸品	1
		無形文化財	民俗文化財	無形民俗文化財	1
		選定保存地域	1		
					61

^{※8}件のうち金剛寺建造物群1件22棟、摩尼院建造物群1件4棟があることから、全32棟となっている。

第3表 金剛寺境内法規制状況

	- /14		で MO 1 1 1 22 P						
	1	2	3	4	5	6	7	8	備考
市街化調整区域	0	0	0	0	0	0	0	0	
都市公園	_	_	_		_		0	0	
農業振興地域	_	_	_	_	_	_	_		
宅地造成工事 規制区域	0	0	0	0	0	0	0	0	
砂防指定区域	_	_	_	_	_	_	_	_	
地域森林計画 対象民有林		_	_	ı	_		0	0	
自然公園 (普通地域)	0	0	0	0	0	0	© *3	0	※ 3
鳥獣保護区	0	0	0	0	0	0	0	0	
文化財選定保存地区	_	_	_	_	_	_	0	0	
近郊緑地保全区域	0	0	0	0	0	0	0	0	

○:全域指定○:一部指定一:指定無し※3:第三種特別地域

師雪舟流家元の谷千柳が改装したといわれている。庭園形式は回遊式庭園である。庭園内に植えられている五葉松は樹齢六百年といわれており、庭園のシンボル的存在である。

⑤地形

境内の地形は、背後に里山となる自然林を抱える山麓地形となっており、全体的にはやや 急な傾斜地になっている。史跡内は、まとまった区域で造成がなされており、それらは石垣 や擁壁で高低差が処理され、動線は階段やスロープでつながっている。このような区画を囲 むように築地塀が残っている箇所がある。これはかつての子院の遺構であり、地形そのもの に歴史的な価値があり保存する必要がある。

(5) 自然的構成要素(第13図)

史跡の大部分は「緑の多い住宅地」に含まれ、境内の高木や庭園の緑が多いことがうかがえる。周辺は「スギ・ヒノキ・サワラ植林」や「カナメモチーコジイ群集」「竹林」「シイ・カシ二次林」などの植生となっている。

(6) 管理的構成要素

管理的構成要素については、事務所・庫裏等の寺の運営に直結するものをはじめとし、放水銃・消火栓・防災マスなどの史跡保全機能を担うもの、道路・擁壁・側溝・会所・マス・井戸などの史跡の維持機能を担うもの、倉庫・門・柵・橋などの史跡の管理機能を担うもの、便所・標識・説明板などの観光機能を担うものが存在する。

(7) 土地利用状況(第15図)

史跡金剛寺境内の土地利用状況は、「境内」「山林地・自然緑地」の土地利用が大部分を 占め、一部「駐車場」「住宅地」「公園緑地」「農地」などの土地利用がなされている。

(8) 法規制 (第16図・第3表)

史跡地および周辺の法規制指定状況は、第3表のとおりである。それぞれの法規制で、別途条例や管理規則が定められており、建築物や工作物の設置や土地造成などには、機能制限や形態制限などの規制が敷かれているため、施工にあたっては許可等が必要である。



第15図 金剛寺(土地利用図)



第16図 金剛寺(法規制図)

6. 自然災害などの予測

自然災害等による被害想定については、「災害ハザードマップ(令和6年3月改訂)」が河内長野市から公開されている(https://www.city.kawachinagano.lg.jp/soshiki/1/2499.html)。

ここには土砂災害や浸水被害のおそれがある場所や災害の際に生命を守るために避難する避難場所、また日頃から災害に備えておくべき項目などが記載されている。

谷の中に位置し、東西両側が丘陵である本史跡指定地は、以下の①~④のような区域がある。

①土砂災害特別警戒区域

建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。本史跡では、 東西両側の丘陵地がこれにあたる。

②土砂災害警戒区域

土砂災害のおそれがある区域のこと。土砂災害特別警戒区域の周辺地がこれにあたる。

③土石流危険渓流の被害のおそれがある箇所

土石流の発生の危険性があり、人家に被害を及ぼすおそれのある渓流を土石流危険渓流という。境内地南側までの西除川が土石流危険渓流に指定されており、その被害の影響がある 区域として、境内地南側の大半がこれに該当している。なお、西除川は境内を縦断するよう に流れているが、その史跡内については土石流危険渓流に該当しない。

④急傾斜地崩壊危険個所の被害のおそれがある箇所

急傾斜地崩壊危険区域の指定を要する土地(区域)は、以下の[1]および[2]の区域を包括する区域のことをいう。

- [1]崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地をいう。以下同じ。)で、その崩壊により相当数の居住者そのほかの者に被害のおそれのあるもの。
- [2][1]に隣接する土地のうち、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないようにするため、一定の行為制限の必要がある土地の区域

本史跡では、東側丘陵地の南端が急傾斜地崩壊危険区域に指定されている。

以上のように、史跡金剛寺境内は、東西両側の丘陵地が土砂災害特別警戒区域、東側丘陵地の南端が急傾斜地崩壊危険区域であり、その影響が及ぶ範囲として、境内全体にわたって土砂災害警戒区域が分布している。

このようなことから、史跡構成要素への土砂災害の影響はどの場所でも起こりえるといえるので、これらの保護のためにも、東西両側の丘陵地の土砂災害予防措置については、景観に配慮しつつ、耐久性や効果をより重視した方法を採用することとする。

第3章 史跡金剛寺境内の本質的価値

第1節 本質的価値の検討の経緯

1. 旧計画における本質的価値

本史跡は、昭和9年(1934)の指定から相当の時間が経過しているため、平成20年度の旧計画を策定した際に、改めて境内の調査を行い、時代の推移とともに価値評価の視点が変化していることも視野に入れ、本質的価値の再整理を行った。

そうして、史跡の保全と宗教活動をはじめとする史跡内で行われる様々な活動の両立を図るために、以下の5つの側面を本質的価値としてあげた。

【旧計画における本質的価値】

- ①「古代における草創」の価値
- ②「中世における一山寺院」としての価値
- ③「中世以降近代にかけて歴史的に形成された南朝関連史跡」としての価値
- ④「近世における名所・旧跡」としての価値
- ⑤「戦前・戦中における国民教化資源」としての価値

これらを本質的価値とした際の背景になる考え方としては、史跡金剛寺境内が草創以降において中世、近世、近代にわたり歴史の表舞台へ登場しており、それぞれ固有の歴史的意義を有していることをあげている。

そしてその段階までは、指定基準「史2」により指定を受けており、南北朝時代の南朝の 行在所としての歴史的意義のみが評価されていたが、本史跡には、中世一山寺院としての歴 史的意義、江戸時代における名所旧跡としての歴史的意義、戦前において国民教化教育の教 材となった歴史的意義も存在しており、関連する構造物が境内には存在していることから、 その歴史的意義も再評価していく必要があるとして、追加指定の際には意見具申を行った。

2. 新たな価値評価の視点の明示

旧計画策定後には、金堂ほか2件の大規模修理、境内建造物の総合調査、摩尼院境内の整備、本坊大玄関の保存修理、東西境内林の整備が行われた。さらに明治期の絵図の発見があるなど、近世と近代に関する建築物を再評価する資料が一定の蓄積を見ており、特に近世における建物の改修、整理が大がかりに行われていることが改めて整理された。

第2節 史跡の本質的価値

1. 本質的価値の再定義

文化庁刊行の『史跡等・重要文化財マネジメント支援事業報告書』にある「時間の経過とともに本質的価値を再確認しつつ、現状・課題を整理し、それらの改善策、実施すべきあらたな施策等を示すことが必要になる」に基づき、旧計画で示した本質的価値を踏襲しつつ、その後に行われた調査研究や修理事業の成果を反映させることで、以下のように本質的価値を再定義した。

【史跡金剛寺境内の本質的価値】

- ①「古代に草創されたという寺伝を有し、中世に形成され、近世以降も整備・修復されてきた一山寺院」としての価値
- ②「中世以降近代にかけて歴史的に形成された南朝関連史跡とその 顕彰、戦前・戦中における国民教化資源」としての価値

今回の見直しにより、本質的価値と史跡金剛寺境内へ適応された指定基準を対応させることとした。

①は、文化庁の指定基準三(社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡)に対応する。中世寺院として、中世の建造物のなかには近世以降の大規模な修復を経ているものが多く、また近世の建造物は建築位置や建築物としての姿、内部空間が中世のものを踏襲しているものが多いため、これらは実際には分かちがたく一体化していることを評価している。

一方、②は、文化庁の指定基準二(都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡)に対応する。これは、南朝の行宮となった場所であり、南朝の政治状況を知る上で重要な史跡である点を評価している。

2. 構成要素の特定

史跡内には、本質的価値である一山寺院としての価値を構成している要素や南朝関連史 跡・国民教化資源としての歴史を伝える要素、あるいはこれら以外の要素が存在している。

(1) 本質的価値を構成する諸要素

史跡の本質的価値としては、第4表のとおり、区域、建造物、構造物、自然物などがあり、一山寺院としての価値を構成している。これらの中世に起源をもつ建造物のなかには、

第4表 本質的価値(一山寺院としての価値を構成する諸要素)の構成要素

場所	類型	としての価値を構成する諸安素)の構成安素 事例		
		・堂塔(金堂、多宝塔、御影堂、食堂、五仏堂、薬 師堂、護摩堂、求聞持堂、開山堂)		
	指定文化財(建造物)	・社殿(弁財天社本殿、八大龍王善女龍王社本殿、 天照皇大神社本殿)		
		・門(楼門など)		
中心伽藍		• 築地塀		
C //4_IIII.		・その他 (鐘楼、閼伽井屋、法具蔵、宝蔵、経蔵)		
		・石造物 (灯籠、手水鉢など)		
	麻 市 55 工 15 Mm (#集】生 Mm)	・階段		
	歴史的工作物(構造物)	石積		
		・その他		
	木竹(自然物)	・指定文化財樹木		
	区域	・天野川		
街道沿い	应	・天野街道		
	指定文化財 (建造物)	・門(南門、総門)		
	区域	庭園		
		・書院(摩尼院書院)		
	指定文化財(建造物)	・門(摩尼院表門、旧理趣院表門、旧真福院表門)		
		・塀(摩尼院築地塀)		
		・庫裏・書院(本坊客殿、本坊奥殿)		
	登録文化財(建造物)	・堂(本坊持仏堂、無量寿院・籠堂)		
		• 門(本坊表門)		
ファウン単十年サゲ		・塀(天野川東岸旧子院群築地塀)		
子院遺構群		・その他(本坊茶室、本坊大玄関、鎮守橋)・庫裏・客殿(本坊、吉祥院客殿、寺務所など)		
		・ 単表・ 各版 (平切、百件匠各殿、寸伤所など)・ 堂		
	歴史的建造物(建造物)	・門(吉祥院門)		
	正文的是追物(是追物)	・塀(土塀、木柵)		
		・その他(井戸上屋、橋)		
		・石造物 (燈籠、手水鉢、墓碑など)		
	歴史的工作物(構造物)	・階段		
		石積など		
		• 社殿(鎮守水分明神社本殿、鎮守丹生高野明神社		
	指定文化財(建造物)	本殿)		
		・その他 (鎮守社拝殿、鎮守社鐘楼)		
東西の丘陵		・石造物 (標石、燈籠、手水石、狛犬など)		
	歴史的工作物 (構造物)	・石積		
		・階段		
	木竹 (自然物)	・市選定文化財保存地域		

第5表 本質的価値(南朝関連史跡とその顕彰、戦前・戦中における国民教化資源)の構成要素

<u> </u>		1 10 1 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10
場所	類型	事例
中心伽藍	その他工作物	•石造物(板碑、石柵、灯籠、境界石)
中心伽藍 	ての他工作物	•石積
	登録文化財(建造物)	•本坊奥殿、本坊渡廊下、大講堂、大講堂食
フルの油井型	豆虾又10岁(连起初)	堂、本坊大玄関
子院の遺構群	歴史的建造物	・奥殿、奥殿渡廊下、所化部屋など
	歴史的工作物	・石碑、標石、石畳、石積など
東西の丘陵	歴史的工作物	•石碑

第6表 本質的価値を保全し、管理、活用するための施設や設備

	本質的価値を保全し、管理、活	
類型	細別類型 細別類型	事例
		・駐車場
管理のための区域	区域	•道路
		・ため池
	活用施設	•宝物庫
	保管施設	・倉庫・蔵・車庫・作業所など
		• 便所
	便益施設	•休憩所
管理用建築物		•寄宿舎
		•管理棟
	管理施設	•納経所
		•橋•門
	その他	•井戸上屋
		•消火栓
	防災設備	• 放水銃
		その他
		•電柱
	送電設備	•外灯
		その他
	>¥ 4.≃⊓/# ;	•水道栓
	送水設備	その他
		•側溝
	LU. 1 30.746	・マンホール
管理用工作物	排水設備	·会所
		その他
		•擁壁
		•石畳
		・柵・フェンス
	管理設備	•階段
		·緣石
		•花壇
		その他
		・ベンチ・看板・案内板・説明板
	便益設備	その他
		C*/1E

近世以降の大規模な修理を経ているものが多く、中世の姿をそのまま残すものは数が少ないが、建築位置や建築物としての姿は、概ね中世以前のものを踏襲しているとみられる。また、堂内には中世の仏像・壁画を残し、中世的な空間を色濃く残しているものがある。このようなことから、中世の史跡構成要素も近世の史跡構成要素も、中世になんらかの起源がありつつ、近世や一部で近代の整備・改修を経て、現代に伝えられていると考えられる。それらは時代により価値を切り離して考えられるものではなく、一体的に存在している。これらのことは本史跡の「生きた史跡」という特徴の表れであり、重要な要素と言える。

それと別に、第5表のとおり、近代和風建築やこれらに関連する工作物も境内には存在 しており、「戦前・戦中における国民教化資源」として活用された史跡の価値を具現化す るものとして重要である。

(2) 本質的価値を構成する諸要素以外の諸要素

史跡内には、第6表のとおり、本質的価値を構成する要素を保全し、管理・活用するための施設や設備、もしくはその用途に使われている地区なども存在している。これらは本質的価値の構成要素と密接な関係のもとに存在している。例として、史跡管理のための区域・管理用建築物・管理用工作物があげられる。

また一方で、第7表のような史跡の本質的な価値とは直接関係のない建築物、構作物、 道路なども存在している。これらは、住民の生活や宗教活動に必要不可欠なものと、そう ではないものに分類される。後者については、撤去なども視野にいれた検討が必要であ る。

類型細別類型岩・木竹・植樹
・集石道路・国道
・市道標識・標識その他建築物・住宅
・倉庫

第7表 本質的価値とは直接関係のない要素

• 電柱

・標識・納骨堂・近年の石碑

銅像仏像

その他工作物

現代の宗教施設

第4章 現状・課題

本章では、本史跡の保存管理、活用、整備、運営体制に関わる現状と課題について整理を 行う。

第1節 保存管理における現状と課題

保存管理とは、本史跡の本質的価値を現在から未来へと確実に維持・継承し、望ましい状態を創出することである。本節では、本史跡の保存管理における現状と課題について整理を行う。この際、本質的価値の良好な保存状態を維持しつつ、史跡の目指すべき将来像の実現に向けた課題の整理を行った。

1. 指定地の全体

(1) 「生きた史跡」として境内で行われる宗教活動と史跡保全

史跡地の大部分は宗教法人が所有・管理する境内地である。中世から長きにわたって宗教活動や寺院経営が続けられている現役の宗教施設であり、生きた史跡であるといえる。史跡が本来の使われ方をしてきたことにより保全・継承されてきた意義は大きく、宗教活動の中には、史跡構成要素である重要文化財の堂塔が舞台となり、活動自体が市指定無形民俗文化財である正御影供百味飲食のように、史跡の本質的価値と直接かかわりを持っているものもある。

宗教活動と史跡保全が両立してきた一方で、それらが時として矛盾する場合もあることから、基準を定めた上で両者のバランスをとっていく必要がある。

(2) オーセンティシティーを持ち複合的な文化遺産群の集積地

広大な史跡地内には歴史的な建造物をはじめとし、考古、美術工芸、文書、無形民俗文化財、植生等といった多類型の要素が複合的に存在し、これらオーセンティシティーを持った物件がそのまま史跡を構成し、中世一山寺院を立体的に体感できる場所となっている。こうした個々の物件は、いずれも中世になんらかの起源がありながら、近世以降の整備・改修を経て現在に伝えられ、長い歴史の流れの中で維持・保全されてきたことを、それ自体が直接的に示していると言える。

第2章第2節で示したように、寺院としての経営規模は全盛期の中世以後、近世から現在 にかけて縮小している。しかし保全すべき文化遺産群は、経営規模の縮小に応じた変動はし ていないことが想定でき、これらを維持管理していくための人員確保と財源確保が大きな課 題となっている。

(3) 中世一山寺院としての良好な歴史的景観の遺存

境内地は、豊かな自然が残る農村地帯にある谷地形に位置し、東西方向には境内林である 丘陵が存在する。そして北側には、かつての寺辺領であった田園風景が広がっている。中心 伽藍は、現在確認できる最古の絵図である「金剛寺境内図」と比べてもほとんど景観が変化 しておらず、歴史的な景観が保たれている。

このような景観の意義は、十分に地域全体で共有していく必要がある。また、景観維持の ためには多くの労力と費用が必要となっている。

(4) 広大な境内地における防災・防犯に対する備え

防災・防犯に対する備えとして、境内に自動火災報報知器や防犯カメラなどを設置し、日常的に見回り監視を行っている。また、指定建造物周辺では火気取扱注意に関する看板等を設置することで周知・啓発を図っている。

課題としては、史跡地が広大で設備機器が広範囲に相当数設置されているため、その維持管理に対する費用負担がかかることである。また、「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月8日文化庁文化資源活用課長通知)」と照らし合わせ、既存設備で十分であるのか検討を行い、未設置箇所には設置を行う必要がある。さらに、実際に火災等が発生した際は初動対応を少ない職員数で対処しなければならないことなどが想定される。

(5) 史跡を構成し、史跡を価値づける複合的な文化財群に対する継続的な調査研究

史跡地内には数多くの文化財建造物があり、この中には美術工芸品などの動産的文化財があり、古文書も多く伝わっている。また、地下には埋蔵文化財が包蔵されている。

既往の調査において一部明らかになっているものの、それらすべてについての内容の正確な把握や評価はいまだできておらず、今後も継続した調査研究が必要である。

2. 個々の構成要素

(1) 価値の再評価

旧計画の策定後、本史跡では様々な調査研究が行われている。そこで得られた成果の中で、特に、建造物の総合調査が行われたこと、文献史料の調査が進んだこと、また、新たな境内図の発見があったことを考慮し、個々の構成要素および相互関係に関する価値の再評価を行う必要が生じている。

(2) 現状の把握

個々の構成要素については、これまで継続的な保存修理・整備が行われてきた。それら過去の履歴を整理・参照しつつ、現在の損傷状況を把握した上で、今後、保存修理などが必要

であると考えられる物件について、優先順位をつけて整理し、全体の中で計画的に実施していくことが重要である。

(3)個々の現状と課題

個々の構成要素やその他物件に関しては、本計画策定にあたり現状調査を行った。その際 に把握した課題については、第6章で掲げた史跡内の物件一覧の備考欄に記載した。併せて 実施した建造物・構造物の損傷調査の結果については、附録5に掲載している。

第2節 活用における現状と課題

活用とは、史跡の本質的価値の性質を理解し、適切に現代社会に活かすことである。本節は、本質的価値が持つ魅力を活かして、行政計画と整合をとりながら、周辺施設とも連携した活用を行っていくための現状と課題についての整理を行う。

1. 行政計画との整合

本計画は、行政が策定している様々な計画とも双方向において緊密に関係していることから、そうした行政計画との整合性を取りつつ、活用を進めていく必要がある。

文化財の活用に関する行政計画として、令和元年に策定された河内長野市文化財保存活用 地域計画が存在する。この計画は河内長野市第5次総合計画、河内長野市教育大綱を上位計 画として策定されたものであり、河内長野市域で歴史文化遺産の活用を行う上で指針となる ものである。ここでは活用を観光・教育・景観・地域づくりの4つの分野で整理している。

本計画においても、この4つの分野から、本史跡の活用に対する現状と課題の整理を行う。なお、地域計画において本史跡は「中世一山寺院とこれに関連する有形・無形の歴史文化遺産群」として設定した関連遺産群に含まれ、周辺地域とあわせて「天野谷の歴史文化遺産保存活用地域」に位置する。

(1) 教育分野での活用

地域計画では、地域へ関心を持ち、地域に伝わる歴史文化遺産の保全継承の担い手となれるような人材育成のため、活用を図っていくとされている。現在、境内を利用した学校教育の一環として、地域の小学校と連携し、児童が来訪者に対して文化財解説を行う子ども文化財解説が実施されている。また市内高等学校、大学との連携によって、境内を利用した探究授業や研究活動等でも活用されている。

こうした教育機関との連携により活用を行うことは、まずは史跡の認知度を高め、興味関心を持つ人を増やして、史跡保全の支援者となりうる人材の裾野を広げていき、協働して史跡保全を担える人材の確保・養成を目指していく上で重要となる。

そのために学校園とは継続した連携を実施することが望ましいが、現状では関係する団体や団体の構成員が流動的であるので、事業の安定化には課題があると考えられる。

(2) 観光分野での活用

地域計画では、歴史文化遺産を活用した交流人口の拡大も目標としている。このほか、観光分野における行政計画としては「河内長野市観光振興計画」があり、観光振興の指針がまとめられている。当該計画では観光振興のための3つの重点取組の一つとして歴史・文化を生かした観光推進が掲げられており、河内長野市として歴史文化遺産を活用した観光拠点づくりを推進している。

同計画の中で整理された河内長野市の観光の現状をみると、観光で訪れた際の主な目的の 1位が「寺社仏閣」であり、来訪者が実際に観光した際に訪問した観光スポットとして上位 に天野山金剛寺があげられている。このことからも、本史跡が河内長野市としても重要な観 光資源であることがわかる。

しかしながら、河内長野市の観光の課題としては、歴史・文化・自然環境などをはじめとする観光資源や観光スポットが、市域の広範囲に存在していることがあげられている。観光客の行動を広げ、回遊性の高い観光につなげる仕組みの構築、いわゆる面としての観光の促進が求められる。

本史跡における観光についても同様で、春と秋の国宝特別公開や建造物の公開は、中心伽藍地区や本坊(観蔵院)地区といった一部の区域では活発に実施しているが、境内地全体が活用されているわけではない。このため、滞在時間も短時間に限定され、地域への経済効果も限定的である傾向がある。

立地としても、中心市街地から離れた場所に位置し、交通の便が悪い。また、史跡地の周辺施設・地域に対する面としての観光促進も課題となっており、周辺に対する経済的波及効果は今のところ限定的である。

(3) 景観分野での活用

地域計画では、河内長野らしい魅力的な景観を維持し、その価値を分かりやすく顕在化する必要性を記載している。境内林も含めて設定されている本史跡地は、地域の景観に大きく寄与しており、河内長野市都市計画マスタープラン、河内長野市景観形成計画でも史跡を含む周辺の緑地について歴史的景観の保全の方針が示されている。

ただし、現状では景観分野での具体的な活用は行われておらず、今後の課題となっている。

(4)地域づくり分野での活用

地域計画では、地域づくり分野における目的を、住民相互が絆を強め、市民主体の活動を 促進していくこととしている。現在、史跡内では、主に観光ボランティア、文化財の保存活 用を行う市民団体の活動の場となっている。観光ボランティアは、恒常的に待ち受け方式に より史跡への来訪者へ観光案内を行っている。文化財の保存活用を行う団体である文化遺産 保存ネットワーク河内長野は、文化財を特別公開する場合の会場の運営や境内林の施業など 幅広い活用を行っている。 課題は、活用を担う団体が特定のテーマ型の団体に限られていることであり、また、地域型の市民団体の活動は低調である。当該地域では市民活動の主要な実施主体となっている地域まちづくり協議会がまだ結成されておらず、今後はより広い、多様な市民団体の活動の場としていくことが課題である。

2. 本質的価値への理解の深化と情報発信

史跡の本質的価値、個々の要素、そしてその相互関係について明らかにし、地域住民・来 訪者に対して適切に共有され、理解が深まるような情報発信を行う必要がある。

現在、地上に残っている建造物や構造物等の可視的な史跡の構成要素については、それ自体の公開と見学、観光ボランティア等による現地解説、あるいはパンフレットや看板等による情報発信を行っているが、本質的価値が十分に伝えられていないことが課題である。

本質的価値に対する理解が十分に深まるように、可視化されていない地下遺構等とも併せて、適切かつ効果的に、さらには容易に情報が取得できるように明示・共有し、現地において情報が同定できるような仕組みづくりの工夫を行う必要がある。

ただしその場合においても、情報発信の手法については、史跡景観の保全との両立を目指す必要がある。

3. 周辺施設との連携

市内には民間施設のすだれ資料館、つまようじ資料室、公共施設のふるさと歴史学習館、 滝畑ふるさと文化財の森センターなどの文化財や伝統産業を普及し活用する施設があり、ま た天野公民館などの社会教育施設も存在する。これらの施設では、本史跡とも間接的に関わ るような催しを開催している場合もある。今後は、適切な周遊ルートの設定などによって広 義のサイトミュージアムとしての機能も期待できる。

今後は施設間の相互連携を深め、一体となって本史跡の魅力を発信し、来訪者が周遊できるルート設定などを開発していくことが課題である。

4. 日本遺産

本史跡は、河内長野市が文化庁から認定を受けている3つの日本遺産「中世に出逢えるまち」「女人高野」「葛城修験」のうち、「中世に出逢えるまち」と「女人高野」のストーリーの構成要素となっている。「中世に出逢えるまち」では観心寺とともに中世の文化遺産に触れることができる寺院として、その魅力を発信するため、ストーリーの充実を図るための調査研究、市外の大都市部での講演会の開催、魅力について普及するための冊子の刊行などの事業を行ってきており、市域への「観光客」増加を目指している。また、「女人高野」については、共通の歴史的背景を持つ室生寺(宇陀市)、慈尊院(九度山町)、高野山金剛峯寺の女人堂(高野町)と連携し、幅広い分野で事業を展開することで、4か寺を周遊する広域観光により各地域の活性化を進めている。

今後も日本遺産申請時に提出した地域活性化計画に沿って、組織整備、戦略立案、人材育成、整備、観光事業、普及啓発、情報編集・発信などの事業を進めていく必要がある。このため、適切な体制のもとで、継続して着実に事業を進め、交流人口を拡大させ、地域の経済活動を活性化していく必要がある。

第3節 整備における現状と課題

整備とは、保存と活用との間にある矛盾を調和的に解決し、両者が相乗効果を生み出せるようにするための手段である。本節では広大な史跡地に、指定・未指定建造物を含めた多くの構成要素が存在していることを含めて、将来を見据えた計画的で合理的な整備を行っていくための現状と課題について整理を行う。

1. 指定文化財建造物

史跡地内には多くの建造物・構造物がある。特に指定文化財建造物の保存修理(整備)は 継続的に実施してきた。また、災害復旧についても同様である。

しかしそれらは、将来にわたって継続的に実施していく必要がある。それを限られた職員で実施しなければならず、また財源確保も大きな課題となっている。加えて、近年の大型台風の到来や集中豪雨などによって地盤が崩壊した箇所もあり、今後もこのような事態に備える必要がある。建造物・構造物の老朽化による保存修理の必要性も様々であるので、それらの整備を計画的に実施していくためには、現状の把握と優先順位の検討が必要となっている。

2. そのほかの建造物・建築物

史跡を構成する要素の中には、未指定の建造物・構造物もある。さらにその中には、史跡の枢要な価値を有し、将来に残すための万全の措置をとる必要があるものが存在する。他方で、景観維持の観点から、将来的に撤去を視野に入れて検討する必要がある一般建築物も存在する。

そうした様々な要素に対して、近年の保存修理や調査研究の成果、新たな資料の発見を考慮し、価値の再評価を検討して、本質的価値を望ましい形で維持創出していくことが課題となっている。

3. 防災・防犯設備

境内における施設については、国庫補助事業で昭和35年度、昭和43年度に自動火災報知設備、昭和39年度に貯水槽、避雷設備を設置した。平成4~5年度に自動火災報知設備の改修を行い、平成10~11年度に消火設備、一部防犯設備の設置を行っている。近年では、平成30年(2018)に自動火災報知設備の受信機および消火設備の一部改修を行い、防犯カメラおよび防犯センサーを新設した。

課題としては、設備そのものの老朽化に加え、未設置箇所があること、さらに「重要文化財(建造物)等防災施設整備事業(防災施設等)指針(令和3年12月8日文化庁文化資源活用課長通知)」に基づいて、既存設備が最新の法令や指針などに合致しているかどうかの検討を行う必要が生じていることがあげられる。

また現在は、境内における電波の送受信環境が安定していないことから、災害が発生した際に来訪者の端末で緊急地震速報などの情報が取得できない恐れがある。そのため、電波状況の安定化を検討する必要がある。

4. 活用を目的とした施設の整備

昭和38年(1963)に国指定文化財を保管するための収蔵庫が整備された。現在は一部を展示スペースとして使用し、所有する文化財の普及・啓発に活用している。

しかし建造から60年以上が経過し、老朽化や耐震補強の問題が生じている。さらに、保管している指定文化財やその保存箱等にカビが発生し、その対応に迫られている。当該施設を改修する場合においても、新たに整備する場合においても、財源確保の面が大きな課題となる。

5. 現状の景観を生かす空間の整備

本史跡は中世に形成され、近世、近代にかけて整備・復興され、改修・改変されることで新しい要素が加わりつつ維持してきた歴史がある。現在においてみることのできる史跡景観は、前段階を踏襲し、様々な宗教活動とともに、生きる史跡として形成されてきた経緯がある。その点を特性として評価しており、本質的価値として再定義している。また、これまでの史跡整備は復旧や修復という方針で実施してきた。今後も現状の長い時間をかけて形成されてきた歴史的景観を活かして史跡を整備していく必要がある。このためには、所有者を中心に、地域住民、行政、有識者を含めた地域社会全体で史跡の特性、本質的価値を十分に理解・共有することが重要である。

6. 本質的価値を正しく伝えるための情報の整備

現地に設置している境内図や解説板等、既存施設の老朽化が進んでおり、解説内容も最新情報ではない場合がある。史跡景観の保全と両立しつつ、来訪者に本質的価値の理解を促す情報発信を行う必要がある。

第4節 運営体制における現状と課題

本史跡については、宗教法人天野山金剛寺が大部分を管理している。史跡地は現在も宗教施設という重要な側面があり、そのことが史跡管理運営において意義をもっていることから、それらを踏まえた現状と課題の整理を行う必要がある。

1. 管理体制の在り方

現行の体制では、所有者が運営を行っている。建物の管理や小規模な修繕については出入り業者である工務店、活用にあたっては観光ボランティアがこれに加わっているのが現状である。

広大な面積を持つ史跡全体を管理し、年間を通じて十分な活用を行うには十分な体制ではないことから、今後はボランティアの育成等により、保存活用にかかわる協力者を増やし、所有者だけでなく、地域住民や周辺施設等との連携を確立する必要がある。

2. 連携の在り方

保存管理、活用、整備について、各分野に応じて行政、市民団体、学校園、研究機関、地元の工務店などとの連携により事業を進めている。保存管理については、所有者が中心となって、行政や地元工務店と連携をとり、支援を受けながら進めている。活用については、活用の手法やテーマによって、市民団体、学校園、行政、日本遺産連携団体と協議を行い、実施している。整備(保存修理)については、行政、有識者による専門的見地からの助言・指導を受け、専門機関からの協力により進めている。

事業を進めるにあたっては、所有者だけで完結するのではなく、関係団体と広く連携体制をとることが効率的で効果的な運営につながる。現状、行政との連絡体制はとれているが、 定期的なコミュニケーションにより、より一層の連携・実施体制を確立する必要がある。

第5章 大綱·基本方針

第1節 大綱

本史跡は、中世に境内が形成され、その後、近世、近代にわたって整備・復興され、改修・改変されることで新しい要素が加わりつつも、空間構成、堂宇の構造・意匠、内部空間に中世の状況が現代に引き継がれてきた。まさに生きた史跡となっている。一方で、南朝関連史跡として活用されてきた長い歴史も有する。前章までに整理を行ってきた現状と課題に適切に対応し、史跡の本質的価値を河内長野市文化財保存活用地域計画に沿った形で保存し、整備し、活用する。

第2節 基本方針

【保存・整備にかかわる基本方針】

- ① 今に生きる史跡であり、現役の宗教施設として現代に継承され、また、複合性の高い文化遺産群でもある史跡地および個々の構成要素について、オーセンティシティーを損なわないよう継続的に史跡地の状態を把握する。その上で、計画的・合理的にこれらの保全と整備を図る。
- ② 境内で行われる宗教活動と史跡保全をバランスよく両立させる。
- ③ 周辺環境も含めて中世から現在に伝わる良好な歴史的景観の保全に努める。
- ④ 自然災害や火災等に備え、継続的に防災・防犯対策に取り組む。
- ⑤ 史跡地および境内にある様々の文化財に対して、継続的な調査研究を行い、史跡の価値 のさらなる解明を進め、特性・全体像の理解に努める。

【活用に関する基本方針】

- ① 行政や学校園や様々な団体と効果的に連携し、史跡の活用を進めるために行政計画などと整合をとり、境内での人の活動を活性化し、将来に向けて史跡保全の支援者・協力者となりうる人材の裾野を広げる。
- ② 広大な史跡地全体が活用され、来訪者の滞在時間を伸ばし、周辺地域への経済効果が生み出されるような、面としての観光につながる活用を図っていく。
- ③ 幅広い市民団体の参画を得て活用を進める。また、本史跡の景観が地域景観に大きく寄与していることを発信し、地域住民等との共有に努める。
- ④ 行政、近隣の文化財関連施設と連携するとともに、ネット環境を活かすなどして様々な情報を提供し、基本情報や史跡の本質的価値が持つ魅力の継続的な発信に努める。
- ⑤ 日本遺産による活用の枠組みを継続して、広域観光の活性化を図る。

【体制に関する基本方針】

行政、市民団体、学校園、研究機関、地元工務店等と効果的な連携を行い、保存・管理・ 活用ができるような連携・実施体制を構築する。